

# ヒューマンプラン 山梨県男女共同参画計画

～男女共同参画社会の実現～

(平成14年度～平成18年度)

山 梨 県

ヒューマンプラン  
山梨県男女共同参画計画

～男女共同参画社会の実現～  
(平成14年度～平成18年度)

山梨県







## はじめに

少子・高齢化の進行、経済産業構造の変化など我が国の社会経済情勢は大きく変わりつつあり、男女ともに社会の構成員としてあらゆる分野に参画することが必要となってきております。

このための「男女共同参画社会基本法」をはじめとする法整備も進んでおります。しかしながら、様々な分野において性別による固定的な役割分担意識が未だに深く残り、女性の社会進出を阻んでいるのが実状です。加えて近年、セクシュアル・ハラスメントや女性に対する配偶者等の暴力が社会問題化しております。

このような中、男女がお互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題であります。

県におきましては、これまでも、「やまなしヒューマンプラン21」に基づき、啓発活動や市町村・民間団体等における取組への支援など、様々な施策を積極的に推進して参りましたが、新たな課題への対応を含め、さらなる推進を図る必要があることから、このたび「山梨県男女共同参画計画 ～ヒューマンプラン～」を策定いたしました。

この計画は、本県における男女共同参画社会の形成のための施策の基本的方向を示すものであり、「男女の人権の尊重」「ジェンダーに敏感な視点の定着」「女性のエンパワーメントの促進」を基本的考え方として、5つの基本目標と17の重点目標を設定するとともに、具体的な施策の方向を示して、男女共同参画のための施策を総合的・計画的に推進していくこととしております。

また、男女共同参画社会の形成を促進するための施策を、より実効性のあるものとするため山梨県男女共同参画推進条例を制定したところでです。

男女共同参画社会の実現は、県、市町村、事業者、団体等はもとより、県民の皆様一人ひとりの主体的な取組が大切でありますので、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

この計画の策定にあたり、貴重な御提言をいただきました「やまなしヒューマンプラン21推進懇話会」委員の皆様をはじめ、多くの有益な御意見をお寄せいただきました県民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成14年3月

山梨県知事  
天野 建

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の基本的考え方	3
3	計画の性格	4
4	計画の期間	4
5	計画の構成	4

## 第2章 計画策定の背景

1	世界の動き	9
2	日本の動き	10
3	山梨県の取組	11
4	本県の男女を取り巻く社会環境の変化	12

## 第3章 計画内容

### 計画の概要

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会を形成するための意識改革	22
基本目標Ⅱ	男女共同参画による豊かな社会づくり	30
基本目標Ⅲ	共にいきいき働きつづけることができる労働環境づくり	40
基本目標Ⅳ	健康で安心して暮らせる環境づくり	50
基本目標Ⅴ	男女共同参画社会づくりの計画的推進	58

## 参考資料

- 1 山梨県男女共同参画計画（ヒューマンプラン）策定の経過
- 2 男女共同参画の推進に関する年表
- 3 男女共同参画基本計画
- 4 日本国憲法及び男女共同参画に関する法律・条約
  - ・日本国憲法
  - ・男女共同参画社会基本法
  - ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
  - ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
  - ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
  - ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 5 やまなしヒューマンプラン21推進懇話会

# ● 第1章 ●

## 計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

21世紀を迎え活力ある社会を築くためには、女性も男性も互いに人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

このため、県では男女共同参画社会基本法に基づき、山梨県における男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋として、県民すべてが個人として尊重され、性別にかかわらず社会のあらゆる分野において、対等な立場で参画し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現をめざして「山梨県男女共同参画計画」（ヒューマンプラン）を策定しました。

## 2 計画の基本的考え方

### （1）男女の人権の尊重

人権の尊重は、男女共同参画社会の基礎をなす最も基本的な理念です。家庭、地域、職場などあらゆる場において、男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されることが重要です。

### （2）ジェンダーに敏感な視点の定着

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものでありますが、人権尊重の視点から見た場合、男女の置かれている立場などを反映して、結果的に男女に平等に機能しない場合があります。さらに、こうした制度や慣行を通じて、人々の意識に固定的な性別役割分担の考え方が形成されている面があります。

このため、社会のあらゆる分野における男女の固定的な役割分担を前提とした制度や慣行を、男女平等の視点に立って見直し、様々な制度や慣行の中に残されている固定的な考え方を、個人を尊重した考え方に改め、ジェンダーに拘束されない社会システムを構築することが必要となっています。

#### ※ジェンダー（gender）

出生後に社会との関わりから形成された社会的・文化的な性差。例えば「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分担意識は、ジェンダーの一部。



### (3) 女性のエンパワメントの促進

均衡がとれた男女共同参画社会を形成するためには、一人ひとりの女性が能力を開発し、自立した個人として社会的責任を分担できる力を身に付け、社会のあらゆる分野に積極的に参画することが必要です。

## 3 計画の性格

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、山梨県における男女共同参画社会の形成のための施策の基本的方向を示す法定計画です。また、県民すべてがそれぞれの立場において、自ら考え、行動するための共有の指針となるものです。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、平成14年度（2002年度）から平成18年度（2006年度）までの5年間です。

## 5 計画の構成

本計画は、総合的かつ長期的に講ずるべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、第1章において、計画の基本的考え方と構成を示しました。第2章においては、計画策定を取り巻く国内外や本県の背景を示し、第3章においては、総合目標の「男女共同参画社会の実現」へ向けた、5つの基本目標を掲げ、17の重点目標と具体的な施策を示しました。

#### ※エンパワメント (empowerment)

力（パワー）をつけること。政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるような能力を身につけること。第4回世界女性会議（1995年）以降、女性自身が企画や政策・方針決定の場に参画し、社会を変えていく力を身につけることとして、女性問題の取組の中でも重要視され盛んに使われている。

## 山梨県がめざす男女共同参画社会

男女の人権が尊重  
され公平な社会

男女の固定的な役割  
分担を前提とした制  
度や慣行を、男女平  
等の視点に立って見  
直された社会

男女が社会のあらゆる  
場に対等な立場で  
参画し、共に責任を  
分かち合う社会



# ● 第2章 ●

## 計画策定の背景



## 第2章 計画策定の背景

### 1 世界の動き

国際連合は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」、それに続く10年間を「国連婦人の十年」と定めて、女性の地位向上のために世界規模の行動を行うべきことを提唱しました。

国際婦人年には、メキシコシティにおいて、第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、女性の地位向上をめざして各国がとるべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

昭和54年（1979年）には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、昭和55年（1980年）には、コペンハーゲンで開催された「国連婦人の十年」中間年世界会議において、条約の署名式が行われました。

この条約は、政治、経済、文化などあらゆる分野で実質的な男女平等を実現するための必要な措置を定めるとともに、性別による固定的な役割分担意識や女性に対する偏見を解消するための施策など、国が講じるべき手だてを具体的に規定しています。

昭和60年（1985年）には、「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議が開催され、西暦2000年に向けて各国が女性の地位向上のための効果的措置を実施する上でのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択されました。

平成7年（1995年）には、北京において第4回世界女性会議が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は、「女性のエンパワーメント（力をつけること）」に関するアジェンダ（予定表）」と位置付けられ、12の重大問題領域を掲げ、戦略目標と各国がとるべき行動を定め、可能ならば平成8年（1996年）末までに、各国が自国の行動計画を策定するよう求めています。

平成12年（2000年）には、ニューヨークにおいて国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

会議では、女性に対する暴力や教育への具体的取組が成果文書に盛り込まれたほか、世界における男女平等の実現に向けた多くの提言がなされました。



## 2 日本の動き

昭和50年（1975年）に、総理府婦人問題担当室を設置するとともに、婦人問題企画推進本部を設置し、昭和52年（1977年）には「国内行動計画」を策定しました。

その後、民法・国籍法の一部改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修等の国内法等の整備を進め、昭和60年（1985年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准しました。

昭和62年（1987年）に、「ナイロビ将来戦略」を受けた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。平成3年(1991年)には第一次改定を行い、「男女共同参画型社会」の形成をめざすこととしました。

平成6年（1994年）に、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする男女共同参画推進本部を設置するとともに、総理府に男女共同参画室と内閣総理大臣の諮問機関としての男女共同参画審議会を設置し、推進体制を強化しました。

平成8年（1996年）に、北京で行われた第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」や男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて、新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

平成11年（1999年）6月に、男女共同参画審議会からの答申を踏まえ「男女共同参画社会基本法」を公布・施行しました。基本法は、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、5つの基本理念と国・都道府県・市町村や国民がそれぞれの立場において、男女共同参画社会の実現に向けて努めなければならないことを定めています。

平成12年（2000年）に、基本法に基づく初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」を策定しました。基本計画では、「男女共同参画審議会答申」、「女性に対する暴力に関する基本的方策」及びニューヨークで行われた国連特別総会「女性2000年会議」の「成果文書」を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策の基本的方向と具体的な施策の内容を示しています。

平成13年（2001年）に、中央省庁等改革により、総理府の男女共同参画室と男女共同参画審議会を、内閣府の男女共同参画局と男女共同参画会議とし、推進体制を強化しました。また、同年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を公布・施行しました。

### 3 山梨県の取組

昭和53年（1978年）に、県民生活局に婦人問題担当窓口を置くとともに、婦人問題庁内連絡会議及び山梨県婦人問題懇話会を設置しました。

昭和55年（1980年）に、青少年婦人対策課を設置しました。

昭和56年（1981年）に、女性の地位向上と福祉の増進を図るため「山梨県婦人行動計画」を策定しました。

昭和59年（1984年）に、女性に学習の機会と交流の場を提供するとともに、女性の社会参画を促進するため、総合婦人会館（平成10年に「総合女性センター」と改称）を開館しました。

平成2年（1990年）に、富士女性センターを開館しました。

平成3年（1991年）に、女性が社会のあらゆる分野へ主体的に参加し、個性や能力を発揮できる男女共同参加社会をめざして「やまなし女性いきいきプラン」を策定するとともに、やまなし女性いきいきプラン推進懇話会を設置しました。

平成4年（1992年）に、青少年女性課内に女性政策室を設置し、女性行政を推進するための体制を整えました。

平成8年（1996年）に、峡南女性センターを開館しました。

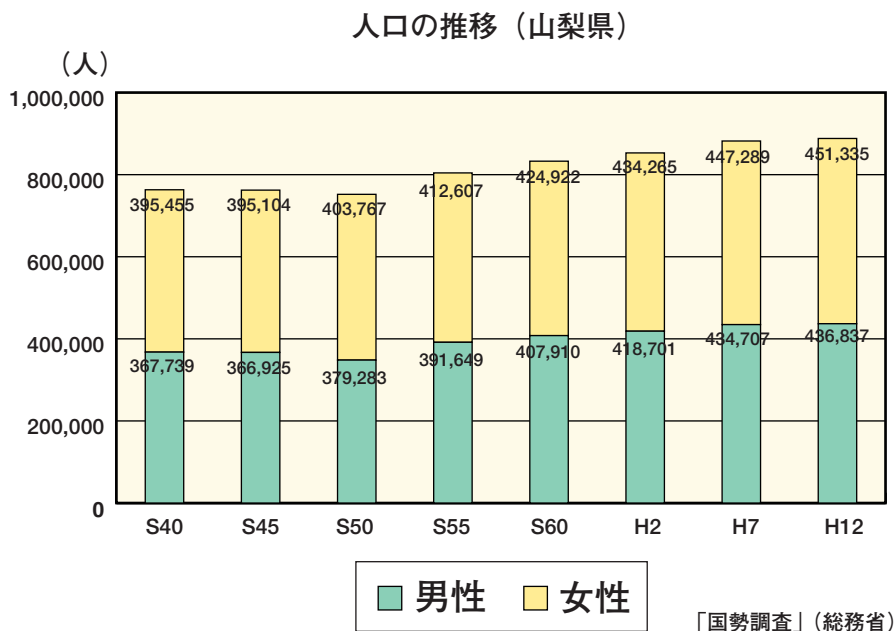
平成10年（1998年）2月に、「基本的人権の確立」と「男女平等」を基本理念に「男女共同参画社会の実現をめざして」を総合目標とした「やまなしヒューマンプラン21」を策定しました。

同年4月に、山梨県男女共同参画推進本部を設置し、庁内体制の強化を図るとともに、8月には、やまなしヒューマンプラン21推進懇話会を設置しました。

毎年9月4日から13日までをプラン推進旬間とし、重点的に事業に取り組んできました。

## (1) 少子・高齢化の進展

本県の人口は888,172人（H12年国勢調査）で、平成7年に比べると0.7%増とわずかながら増加傾向にあります。人口の性比（女性100人に対する男性の人数）は、昭和45年の92.87人から徐々に男性が増え、人口比の全国平均95.60人よりやや多い96.79人となっています。



出生数は、第2次ベビーブームの昭和48年（1973年）の12,733人（全国209万人）をピークに減少を続けており、平成12年（2000年）には8,374人（全国119万人）となっています。

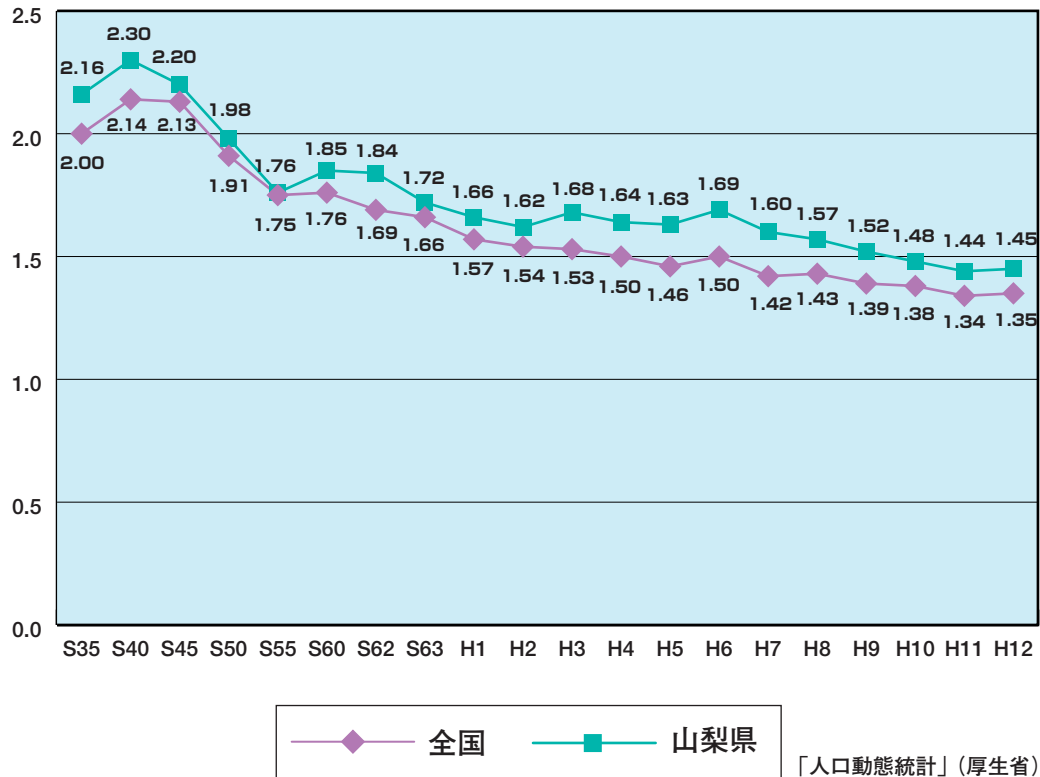
一人の女性が生涯に生む子どもの数である合計特殊出生率は、人口を維持していくために2.08が必要といわれていますが、平成11年(1999年)には全国で1.34、山梨県でも1.44と過去最低となっています。なお、平成12年（2000年）は、全国で1.35、山梨県では1.45と若干上昇しましたが、低い水準にあります。

## ※ 合計特殊出生率

15歳から49歳まで（再生産年齢）の女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が再生産年齢を経過する間に、その年の年齢別特殊出生率に基づいて子どもを生んだと仮定した場合の平均出生児数。

$$\text{合計特殊出生率} = (\text{母の年齢別出生数} / \text{年齢別女性人口}) \times 100$$

合計特殊出生率の推移（全国・山梨県）



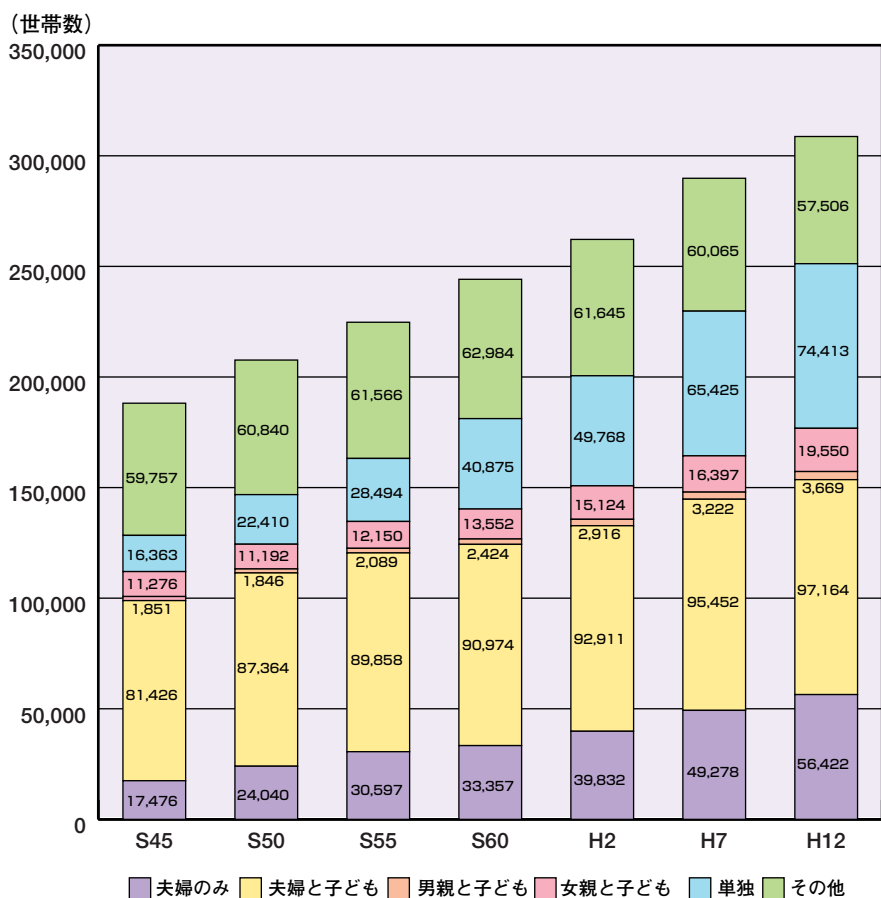
本県における高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）は、平成13年4月1日現在、19.6%となっており、全国では24位と中位に位置しています。平成20年（2008年）には、県民4.8人に1人が65歳以上になり、高齢化率が21.1%になると推計されています。平均寿命は女性83.67歳、男性76.82歳（平成7年）で平均して女性が男性より長寿となり、高齢者の割合は女性が男性を大きく上回っていることから、高齢者が抱える問題は女性にとって大きな課題といえます。

## （2）家族形態の多様化

本県の世帯数は308,724世帯（H12年国勢調査）で、一世帯あたりの人数は2.84人と全国平均の2.67人を上回り、全国では22位となっていますが、年々減少傾向にあります。

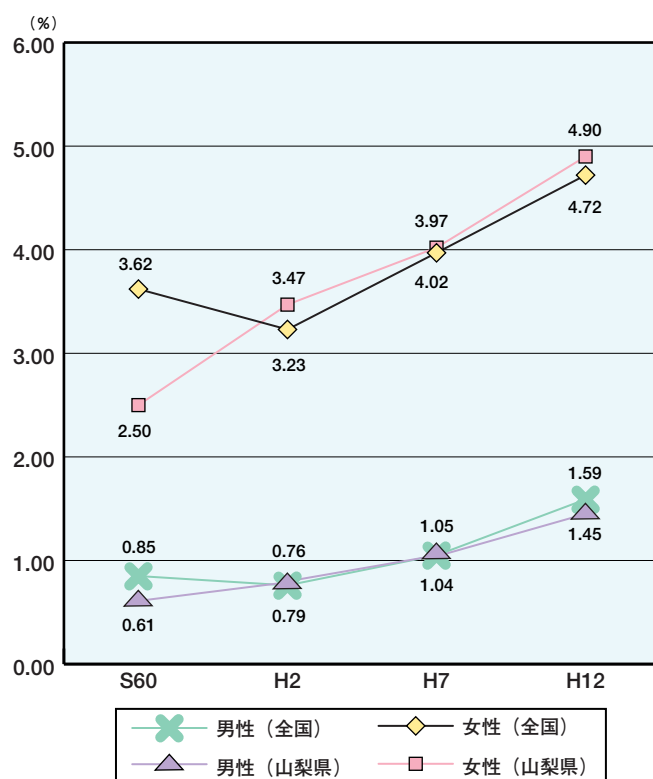
65歳以上の親族がいる世帯は、38.1%と全国平均の32.2%に比べ上回っています。一方、高齢単身者（65歳以上の単独世帯）は、19,056人で平成7年に比べ増加し、県内の全世帯に占める高齢単独世帯の割合は、平成7年を境に女性が4.72%（平成12年）、男性1.45%（平成12年）と共に全国平均（女性4.90%、男性1.59%）より低くなっていますが、男女ともに増加傾向であり、特に女性の単独世帯数は顕著に増加しています。

### 世帯数及び家族形態の推移（山梨県）



〔国勢調査〕（総務省）

### 全世帯に占める高齢者単独世帯の推移（全国・山梨県）

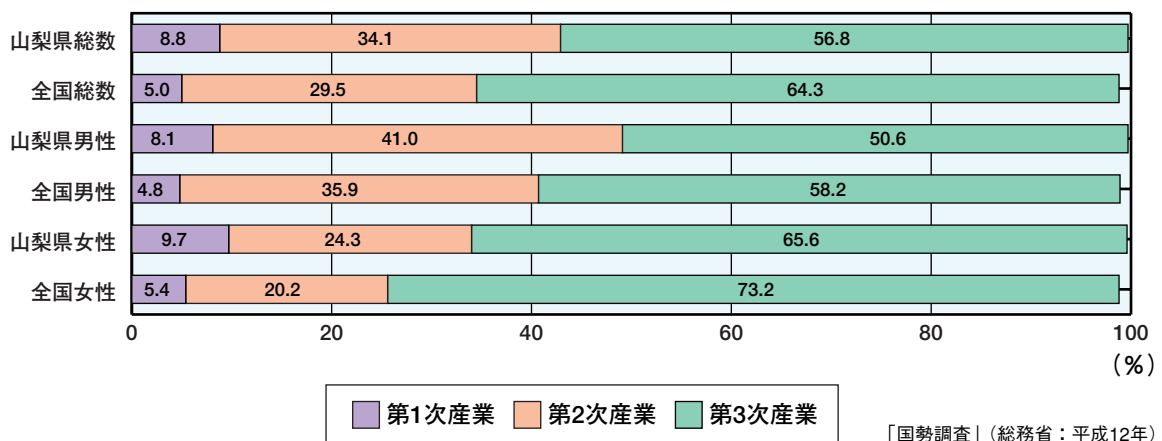


〔国勢調査〕（総務省）

### (3) 経済活動の多様化と産業構造の変化

平成12年（2000年）の国勢調査によると、本県の産業別就業者は、第1次産業が8.8%と全国平均の5.0%を上回っています。また、第2次産業が34.1%と全国平均の29.5%を上回り、全国14位となっています。第3次産業は56.8%と全国の64.3%を下回っていますが、平成7年（1995年）の調査と比較すると、伸び率は最も大きく、中でも女性のサービス業の増加が顕著です。

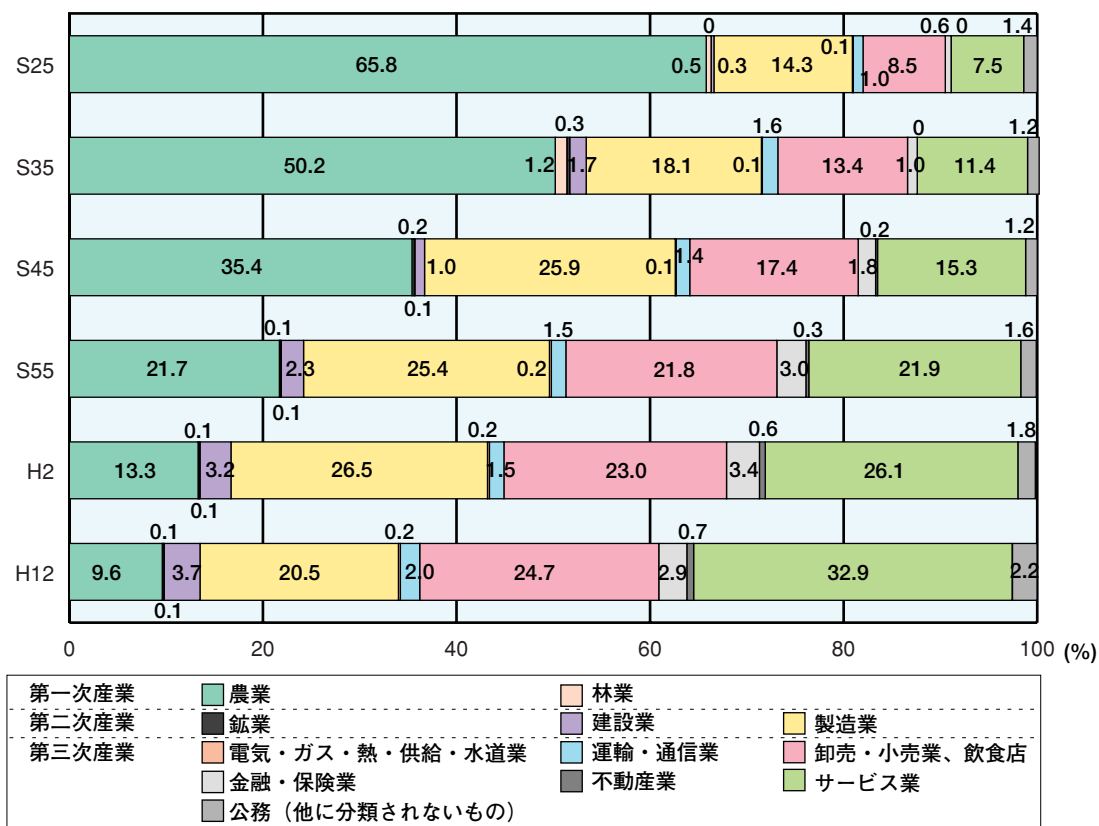
産業別男女別就業者の構成（全国・山梨県）



本県の女性の産業別就業者数の推移を見ると、戦後間もない昭和25年（1950年）には、農業に従事する女性が65.8%を占め、もっぱら農業と家事労働に従事していたことが伺えます。その後、農業が急激に減少し、建設業、製造業、卸売・小売業、飲食店などへの女性の就業者が次第に増加しており、様々な職業への女性の進出が見られます。平成12年（2000年）には、サービス業に従事する割合が最も多くなっています。



### 女性就業者の産業別割合（山梨県）



※データは左から、第一次産業、第二次産業、第三次産業の順

「国勢調査」(総務省)

また、本県の女性の労働力率は、昭和50年（1975年）に49.7%まで低下した後、50%台で微増しており、平成7年（1995年）の国勢調査によると、50.8%で、全国平均の49.1%を上回っています。

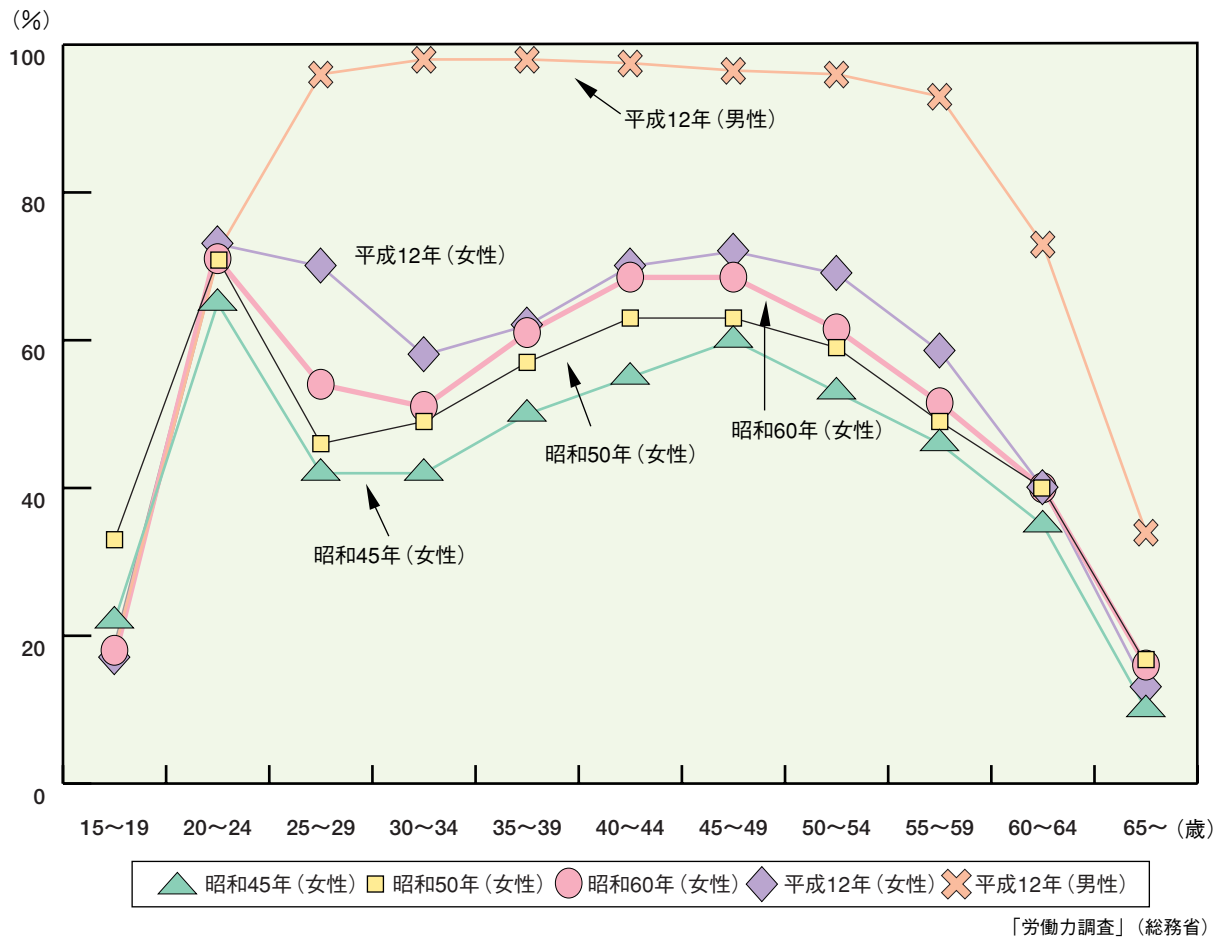
なお、平成12年（2000年）は、全国48.1%、山梨県50.6%と若干低下しました。

この推移を年齢階級別労働力率で見ると、女性の場合、依然として、30歳代前半が谷となるM字カーブを示していますが、労働力率は全体に上昇しています。

このM字カーブは、我が国の女性労働力率の特徴であり、台形カーブを描く男性や欧米女性の逆U字型と大きく異なっています。出産・育児期の30歳代前半に中断し、子育てが一段落した30歳代後半から再就職するという就業パターンを持つ者が多いことを示しています。

25～59歳層では、昭和50年（1975年）から平成12年（2000年）にかけて、大幅に上昇がみられ、M字の谷は30歳代前半に移行しています。

### 女性の年齢階級別労働力率の推移（全国）



#### ※労働力率

労働力人口（従業者・休業者・完全失業者）／15歳以上人口

#### ※M字カーブ

我が国の女性の年齢階級別の労働力率は、出産・育児期に低下し、40歳代で再び高くなるM字カーブを描いている。就業を希望する人と労働力人口を加えて算出した潜在的労働力を見ると、M字のくぼみはほとんどなくなり、欧米の形状に近づくことから、結婚、出産、子育て期においても就業希望はあるものの、実際就業できない女性が多いことがわかる。



# 第3章

## 計画内容

### ■基本目標Ⅰ

「男女共同参画社会を形成するための意識改革」

### ■基本目標Ⅱ

「男女共同参画による豊かな社会づくり」

### ■基本目標Ⅲ

「共にいきいき働きつつけることができる労働環境づくり」

### ■基本目標Ⅳ

「健康で安心して暮らせる環境づくり」

### ■基本目標Ⅴ

「男女共同参画社会づくりの計画的推進」

# 計画の概要

## 総合目標

男女共同参画社会の実現

## 基本目標

I 男女共同参画社会を  
形成するための意識改革

II 男女共同参画による  
豊かな社会づくり

III 共にいきいき  
働きつづけることが  
できる労働環境づくり

IV 健康で安心して暮らせる  
環境づくり

V 男女共同参画社会づくり  
の計画的推進

## 重点目標

## 施策の方向

- 1 男女平等意識の醸成
- 2 男女平等を推進する教育と  
学習内容の充実
- 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 1 (1) 男女共同参画へ向けた県民意識の形成  
(2) メディアにおける女性の人権の尊重
- 2 (1) 学校教育等における男女平等教育の推進  
(2) 家庭等における男女平等教育の推進  
(3) 生涯学習における男女平等教育の推進
- 3 (1) 暴力を根絶するための基盤づくり  
(2) 配属者・パートナー等からの暴力の根絶  
(3) セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進  
(4) ストーカー行為等への対策

- 1 政策・方針決定過程への  
女性の参画の拡大
- 2 男女平等の視野に立った  
社会慣行の見直し
- 3 地域社会への男女共同参画の促進
- 4 国際社会を視野に入れた  
男女共同参画の促進

- 1 (1) 各種審議会委員等への女性の参画促進  
(2) 女性職員の登用の促進  
(3) 女性の人材育成
- 2 (1) 家庭及び地域における慣習の見直し  
(2) 職場における慣行の見直し
- 3 (1) 地域社会活動への男女共同参画の促進  
(2) 環境保全活動への参画促進
- 4 (1) 国際社会の情報収集及び提供  
(2) 国際交流・国際協力活動等への参画促進

- 1 雇用の分野における男女の均等  
な機会と待遇の確保
- 2 多様な働き方への支援
- 3 仕事と家族的責任の両立支援
- 4 自営の農林業、商工業における  
女性の就業環境の整備

- 1 (1) 男女雇用機会均等法の履行の確保  
(2) 女性の能力発揮のための積極的取組の推進  
(3) 母性健康管理対策の推進
- 2 (1) 職業能力開発と能力発揮への支援  
(2) 情報提供の充実  
(3) 就業条件の整備
- 3 (1) 家族的責任を有する労働者への支援  
(2) 総労働時間の短縮
- 4 (1) 自営の農林業に従事する女性の条件整備  
(2) 自営の商工業に従事する女性の条件整備

- 1 多様なライフスタイルに対応した  
子育て支援策の充実
- 2 高齢者、障害者が安心して  
暮らせる環境の整備
- 3 生涯を通じた女性の健康支援

- 1 (1) 多様な子育てニーズへの対応  
(2) 子どもを取り巻く環境の整備  
(3) ひとり親家族等への支援
- 2 (1) 介護体制の構築  
(2) 経済的な安定の確保  
(3) 高齢者、障害者の自立を容易にする社会基盤の整備
- 3 (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発と支援  
(2) 母と子の健康の確保

- 1 推進体制の整備・充実
- 2 市町村の推進体制等への支援
- 3 男女共同参画づくりへ向けた  
各種団体等との連携

- 1 (1) 県における推進体制の整備・充実  
(2) 女性センターを活用した効果的な推進  
(3) 職員のジェンダーに敏感な視点の涵養
- 2 (1) 市町村の推進体制への支援  
(2) 男女共同参画推進リーダーへの支援
- 3 (1) 各種団体等との連携  
(2) 女性団体への支援



## 基本目標Ⅰ

# 男女共同参画社会を形成するための意識改革

男女共同参画社会の基礎となっている理念は、男女が性別、職業などにかかわらず、誰もが人として尊重され、生きる権利を確立することです。我が国では、昭和20年（1945年）の女性参政権の実現、昭和22年（1947年）の日本国憲法への男女平等原則の明記（14条・24条）を経て男女同権への足がかりができました。

それから半世紀がたち、今日の女性の地位は着実に向上してきました。しかし、「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」（山梨県：平成12年）によると、家庭、地域社会、職場など、ほとんどの分野で「男性の方が優遇されている」と、不平等を感じている人の割合が男女ともに多くあります。社会の仕組みや慣習の中に根強い男女の役割分担意識があり、その結果、現在でも人々の行動に差別や偏見が残され、女性を家庭に束縛したり、主体的な生き方を妨げている要因ともなっています。

こうしたことから、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正するために、あらゆる機会に啓発・普及活動を行い、社会全体の気運の醸成を図るとともに、男女平等に根ざした教育が幼い時から家庭、学校、社会において行われる必要があります。

また、平成12年（2000年）6月に開催された国連特別総会「女性2000年会議」においては、女性に対する暴力を重要な課題として取り上げ、女性の基本的人権を侵害する重大な社会問題として、各国は防止に向け立法措置をとることなどを成果文書に盛り込みました。このことを受けて、国においては、「男女共同参画基本計画」（総理府：平成12年12月）に「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を施策の方向に位置付けるとともに平成13年4月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。

今後、男女が一人の人間として尊重される社会づくりに向けて、県民の意識改革を推進する必要があります。

### ※女性2000年会議

ニューヨークの国連本部で「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」をテーマに国連特別総会が開催された。約180カ国の各国政府代表約2,300人と非政府組織（NGO）メンバーら約2,000人が参加し、世界の女性を取巻く環境や社会のあり方に関して討議。21世紀に向けて男女共同参画社会実現への各国の課題となる「成果文書」と「政治宣言」の2つの公式文書がまとめられた。

## 重点目標 1 男女平等意識の醸成

- (1) 男女共同参画へ向けた県民意識の形成
- (2) メディアにおける女性の人権の尊重

## 重点目標 2 男女平等を推進する教育と学習内容の充実

- (1) 学校教育等における男女平等教育の推進
- (2) 家庭等における男女平等教育の推進
- (3) 生涯学習における男女平等教育の推進

## 重点目標 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 暴力を根絶するための基盤づくり
- (2) 配偶者・パートナー等からの暴力の根絶
- (3) セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進
- (4) ストーカー行為等への対策

## 重点目標 1 男女平等意識の醸成

### 現状と課題

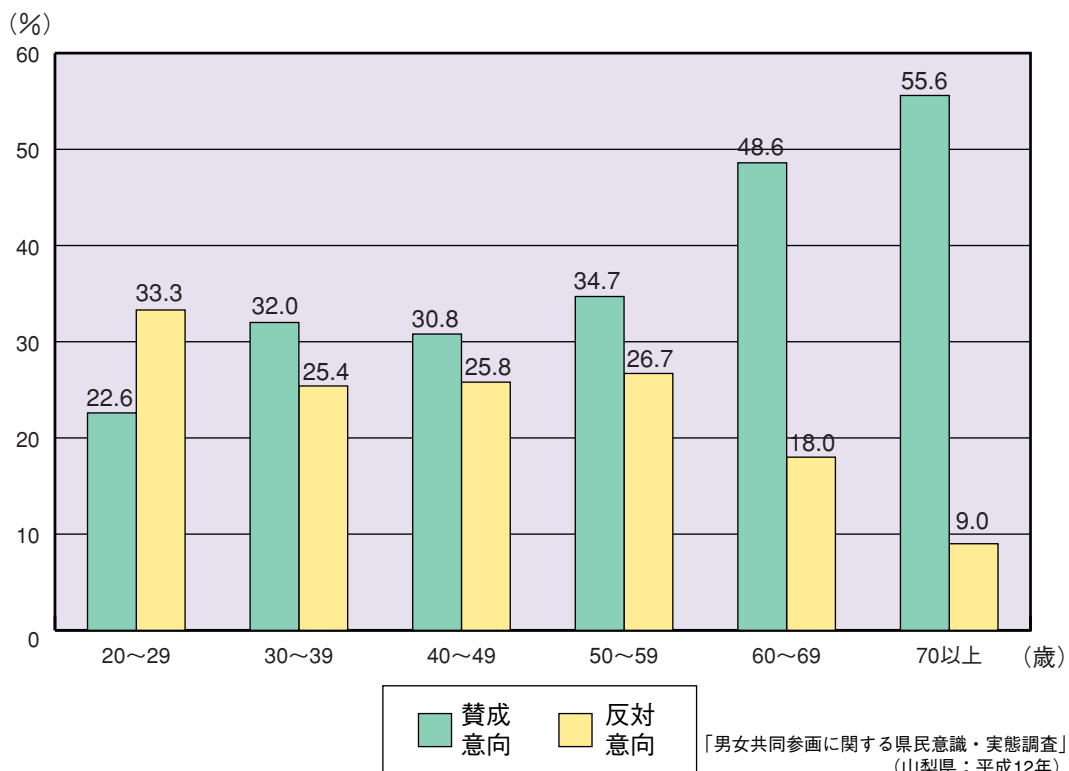
家庭、地域社会や職場においては、「男は仕事、女は家庭」等の性別による固定的な役割分担意識や、女性を一人前とみなさないしきたりや慣習がまだ根強く残っていることから、女性に対する差別や偏見の是正を着実に進める必要があります。このため、あらゆる分野で人権尊重の理念を根づかせ、性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に向けた県民意識の高揚を図る必要があります。

また、女性が自ら保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識が得られる法識字（リーガル・リテラシー）の推進を図ることも必要です。

さらに、県民生活の中で、人々の意識や行動に大きな影響を及ぼすものにテレビや雑誌、新聞などのメディアがあります。このメディアには、男女のさまざまな参画の姿が広く伝わる反面、性別役割分担やジェンダーによる固定的な姿、あるいは、女性の性的側面が強調された内容が伝達されるなどの面もあります。表現の自由は保障されなければなりません。メディア自体の自主的な取組を求める必要があります。また、私たちがメディアの発信する情報を的確に理解し、読み解く能力（メディア・リテラシー）の向上を図ることも必要です。

また、県や市町村等の行政機関が作成する広報や出版物の内容が、男女共同参画の理念に沿ったものとなるよう取り組む必要があります。

「夫は外で働き、妻が家庭を守るべき」という考えの賛否



## 施策の方向

### (1) 男女共同参画へ向けた県民意識の形成

- ①男女共同参画に関わる諸問題について理解を深めるため、「男女共同参画推進月間」には、県民を対象にフォーラムや研修会等を開催し啓発活動を実施します。また、インターネット等の多様な通信媒体を通じて広報活動を推進します。  
(男女共同参画課)
- ②男女共同参画の理念が更に浸透するよう市町村長、事業主等を対象としたシンポジウムを開催します。  
(男女共同参画課)
- ③女性の人権が尊重される社会を創るため、憲法をはじめとする国内法令、国際条約等について、誰もが理解しやすい形で広報するなど、理解の促進と活用能力の向上に努めます。また、法令等により保障される人権に関し、正しい知識が得られる学習の場を充実します。  
(男女共同参画課)
- ④男女共同参画に関わる状況や統計調査資料などを取りまとめ、年次報告書を発行するとともに、インターネット等の通信媒体を活用し提供します。  
(男女共同参画課)
- ⑤男女共同参画を推進する活動に積極的に取り組んでいる県民、事業者等を表彰するとともに、これを広く県民に周知し、男女共同参画社会を形成するための県民意識の高揚を図ります。  
(男女共同参画課)

### (2) メディアにおける女性の人権の尊重

- ①メディアなどにおける「性の商品化」や暴力表現が、女性の人権を侵害しているという意識を深め、女性の人権を保障する視点から、「性の商品化」や暴力表現について慎重を期すよう、理解と協力を求めます。  
(男女共同参画課)
- ②新たなインターネットなどを含むメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力（メディア・リテラシー）の向上を積極的に働きかけます。  
(男女共同参画課)
- ③性、暴力表現の有害な出版物、コンピューターソフトなどから青少年を保護するため、関係業界へ自主的な規制の取組を促したり、県青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の効果的運用による有害図書類の規制や、地域における環境浄化運動を推進します。  
(青少年課)
- ④男女平等に敏感な視点をもって広報等に携われるよう、行政広報紙等の公的な出版物に関するガイドラインを作成し、関係機関に対して啓発に努めます。  
(男女共同参画課)

#### ※法識字（リーガル・リテラシー）

自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得ること。「男女共同参画2000年プラン」には「法識字の強化」が打ち出されており、女性が自ら保障された法律上の権利や権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるように情報提供を進めることが重要視されている。

## 重点目標 2 男女平等を推進する教育と学習内容の充実

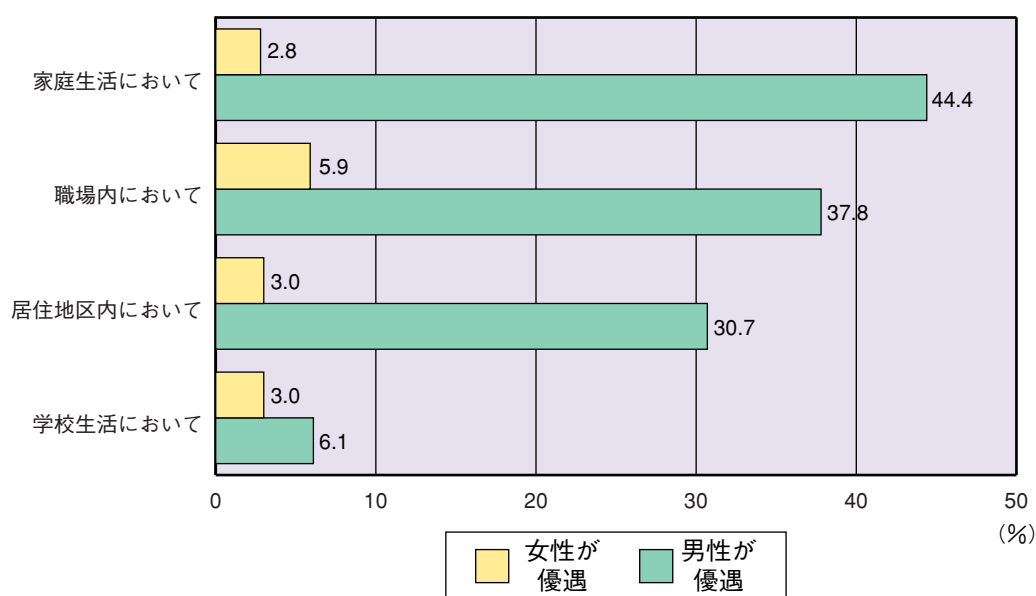
### 現状と課題

男女共同参画を推進する上で、県民の男女平等の意識形成に向け、家庭や学校、社会における教育の果たす役割は、非常に大きなものがあります。特に子どもが男女共同参画について初めて学ぶ家庭において、男女が協力し合い、家族として責任と社会参画を共に果たしていく姿を見せることが大切であり、このことが理解されるよう親への学習の機会や啓発が重要です。

学校においては、男女平等の意識形成に果たす役割が大きいことから、人権の尊重を基本とする性別にとらわれない男女平等・男女共同参画の視点に配慮した教育の推進や学校運営が重要です。「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、学校生活では、男性が優遇されていると感じている人が6.1%と男女平等の意識の浸透は他に比べ進んでいます。しかし、男女共同参画社会を形成するためには、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等についての学校教育をさらに進める必要があります。

男女共同参画社会の促進を図るため、各種メディアを活用するなど学習機会を充実し、男女共同参画を進める地域リーダーの育成や若い世代から高齢者まで多くの県民を対象として、男女平等の生涯学習に取り組む必要があります。

各分野における男女の不平等感



「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」  
(山梨県：平成12年)

## 施策の方向

### (1) 学校教育等における男女平等教育の推進

- ①学校教育においてジェンダーに敏感な視点を組み込み、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての教育の充実を図ります。また、人権の尊重、男女の平等についての人権教育推進校を指定し、教育内容等の実践的な研究を推進します。  
(私学文書課、義務教育課、高校教育課)
- ②幼稚園、保育所において、幼児期からジェンダーに敏感な視点に立っての男女平等教育に努めます。  
(私学文書課、児童家庭課)
- ③男女平等に関する理解を深めるため、教職員に対する意識啓発や研修等の充実を図り、学校におけるホームルーム活動や児童会・生徒会活動、学校行事等の運営が性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われないよう指導に努めます。  
(私学文書課、義務教育課、高校教育課)
- ④発達段階に応じた性に関する科学的知識や、生命尊重・人間尊重・男女平等に基づく異性観などを身につけるよう、幼児期からの性教育の充実を努めます。  
(私学文書課、スポーツ健康課)
- ⑤進路選択について、生徒一人ひとりの個性や能力に応じ、性別にとらわれず、主体的に選択できるよう指導します。  
(私学文書課、義務教育課、高校教育課)
- ⑥男女混合名簿の導入については、男女共同参画社会をめざす意識を高めるためのひとつの有効な手段であるとの認識のもとに、それぞれの学校等の実情に合わせて推進を図ります。  
(私学文書課、児童家庭課、義務教育課、高校教育課)

<p><b>数値目標 男女混合名簿導入率（小学校及び中学校）</b> H18年度 76.0%以上 （H13年度公立学校 38.0%）</p>
--

### (2) 家庭等における男女平等教育の推進

- ①親や親となる男女を対象に、家庭教育の重要性について学ぶ機会を積極的に提供するとともに家庭教育への参画を促進するため、学習の機会や内容を充実します。  
(生涯学習文化課、社会教育課)
- ②父親の家庭教育への参加を促すため、家庭教育に関する講座等を開催します。  
(男女共同参画課、社会教育課)
- ③地域社会等における男女平等を推進するため、社会教育等に携わる職員や地域リーダーに対する男女平等に関する研修を充実します。  
(社会教育課)
- ④職場における男女平等に関する認識を深めるため、企業等に向けて経営者や従業員に対する学習機会を提供します。  
(男女共同参画課)
- ⑤県と市町村や教育機関、団体等が連携を図り、性別役割分担によるライフスタイルを改善するための学習活動を支援するとともに、情報提供や啓発活動を行います。  
(生涯学習文化課、男女共同参画課、社会教育課)

### (3) 生涯学習における男女平等教育の推進

- ①若い世代の人から高齢者など多くの県民に対して、女性センターをはじめ社会教育や生涯学習機関等において、男女共同参画の意識高揚に向けた様々な講座等の学習機会を提供します。  
(生涯学習文化課、男女共同参画課、社会教育課)
- ②生涯学習関係職員を対象に、男女共同参画についての理解を深める研修会等を実施します。  
(生涯学習文化課、男女共同参画課、社会教育課)
- ③各種メディアを活用して広く県民に、男女平等を進めるための生涯学習に関する情報を提供します。  
(生涯学習文化課、男女共同参画課)
- ④各種講座を受講した意欲的な人がその成果を地域で活かせるよう、県や市町村において様々な機会への登用を働きかけます。  
(生涯学習文化課、男女共同参画課)



## 重点目標 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

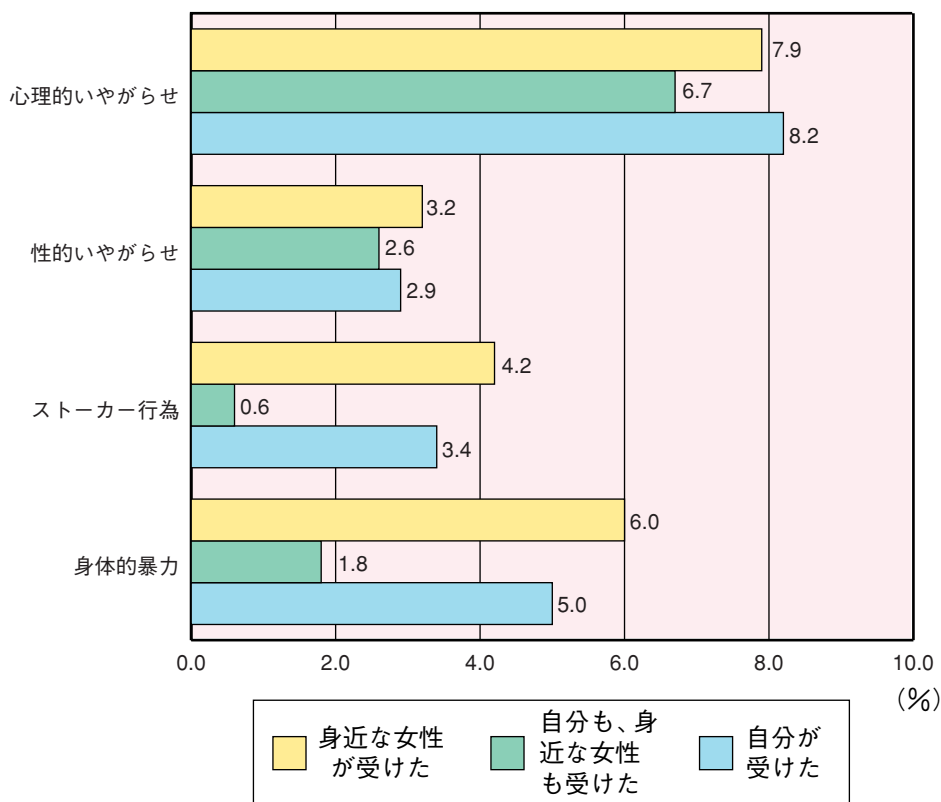
### 現状と課題

女性に対する暴力の問題は、人権尊重の基本理念を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。暴力は誰に対しても決して許されるべきではありませんが、特に立場の弱い女性が暴力を受けている現状から、人権侵害として厳正な対処が必要です。これまで女性への暴力は潜在化していたことから重大な問題としては認識されておらず、男女共同参画社会の実現の大きな妨げとなっています。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」では、「女性が暴力等を受けた実態と、その対応」を聞いたところ、「心理的いやがらせ」に8.2%、「身体的暴力」に5.0%が回答しています。また、対応では、約30%の人が「だれにも相談しなかった」と回答しています。特に夫・パートナーからの暴力は、被害が潜在化しやすく、積極的な対応が急務とされています。

このため、女性に対する暴力が根絶され、女性が一人の人間として尊重される社会環境づくりに向け、加害者の取り締まり強化や被害女性への支援体制を整備する必要があります。

女性が暴力等を受けた実態



「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」  
(山梨県：平成12年)

## 施策の方向

### (1) 暴力を根絶するための基盤づくり

- ①女性に対する暴力防止や女性の人権尊重についての社会の認識を高めるため、県民を対象に広報などにより意識啓発を行います。(男女共同参画課、警察本部)
- ②県警察女性・子どもを守るネットワーク及び県犯罪被害者支援連絡協議会などを通じ関係機関の連携を強化し、女性に対する暴力の防止及び被害者支援を進めます。(警察本部)

### (2) 配偶者・パートナー等からの暴力の根絶

- ①配偶者・パートナー等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)は犯罪であるとの意識啓発を行い、被害者の早期救済に努めるとともに加害者に対し厳正に対処することにより、被害の潜在化を防ぎ、女性の人権が守られる環境づくりを進めます。(男女共同参画課、児童家庭課、警察本部)
- ②女性の暴力に関わる相談や被害者の救済が円滑に対応できるよう、警察、地方自治体等で構成する関係機関連絡協議会の連携をより強化し、被害者に応じた生活自立が図られるよう支援します。(男女共同参画課、児童家庭課、警察本部)

### (3) セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進

- ①職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のため、事業主等の認識を高め、防止対策の徹底が図られるようセクシュアル・ハラスメントの概念の普及啓発に努めます。(男女共同参画課、労政雇用課)
- ②学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のため教員研修の実施や苦情相談体制の整備への取組が進められるよう積極的に対応します。(私学文書課、義務教育課、高校教育課)

### (4) ストーカー行為等への対策

- ストーカー行為等を防止するため、その根絶に向けた意識啓発、被害者の救済、保護、取り締まりの強化など総合的な取組を推進します。(警察本部)

#### ※セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

相手方の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな態様のものが含まれる。特に、雇用の場において、性的な言動に対する女性労働者の対応により、仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことにより就業環境を著しく悪化させること。

#### ※ストーカー

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に愛情や関心を抱いている(抱くようになるはずだ)と病的に思い込み、執拗に相手をつけ回し迷惑や攻撃や被害を与える人のこと。



## 基本目標Ⅱ

# 男女共同参画による豊かな社会づくり

男性も女性も一人の人間として尊重され、自らの意思と責任によって生き方を選択し、その個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

しかし、男女の固定的な役割分担意識に基づく考え方や行動が、長い間社会のシステムとして浸透してきたことにより、家庭や地域における慣習や職場における慣行などとして残り、個人の主体的な生き方を制限することにもつながっています。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」（山梨県：平成12年）によると、「夫は外で働き、妻が家庭を守るべき」という考えに同感する人が37.9%という結果からも伺えるように、本県は性別による固定的な役割分担意識が強い傾向にあります。

このため、日常当然と思っている社会慣行等を性別の偏りにつながるおそれのないように、男女平等の視点で見直していく必要があります。

また、活力ある豊かな社会を創っていくためには、地域活動においても、男女が共に責任を持って積極的に参画していくことや、多様な意見が意思決定過程に反映されることが必要であることから、あらゆる分野において政策や方針決定過程へ、男女が対等に参画することが大切です。

さらに世界に目を向けると、「国際婦人年」を契機として、国連を中心に世界的取組が進み、「女性問題の解決は、国際的に共通の課題である」という認識が深くなってきました。

男女共同参画社会を実現していくためには、今後も国際的な動向を踏まえて、その成果を取り入れていくことが必要です。

こうしたことから「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づき、国際社会の一員として、今後も地球社会の「平等、開発、平和」の目標達成に向けて、国際的な連携・協力を図っていくことが求められています。

## 重点目標 1

### 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 各種審議会委員等への女性の参画促進
- (2) 女性職員の登用の促進
- (3) 女性の人材育成

## 重点目標 2

### 男女平等の視点に立った社会慣行の見直し

- (1) 家庭及び地域における慣習の見直し
- (2) 職場における慣行の見直し

## 重点目標 3

### 地域社会への男女共同参画の促進

- (1) 地域社会活動への男女共同参画の促進
- (2) 環境保全活動への参画促進

## 重点目標 4

### 国際社会を視野に入れた男女共同参画の促進

- (1) 国際社会の情報収集及び提供
- (2) 国際交流・国際協力活動等への参画促進

## 重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### 現状と課題

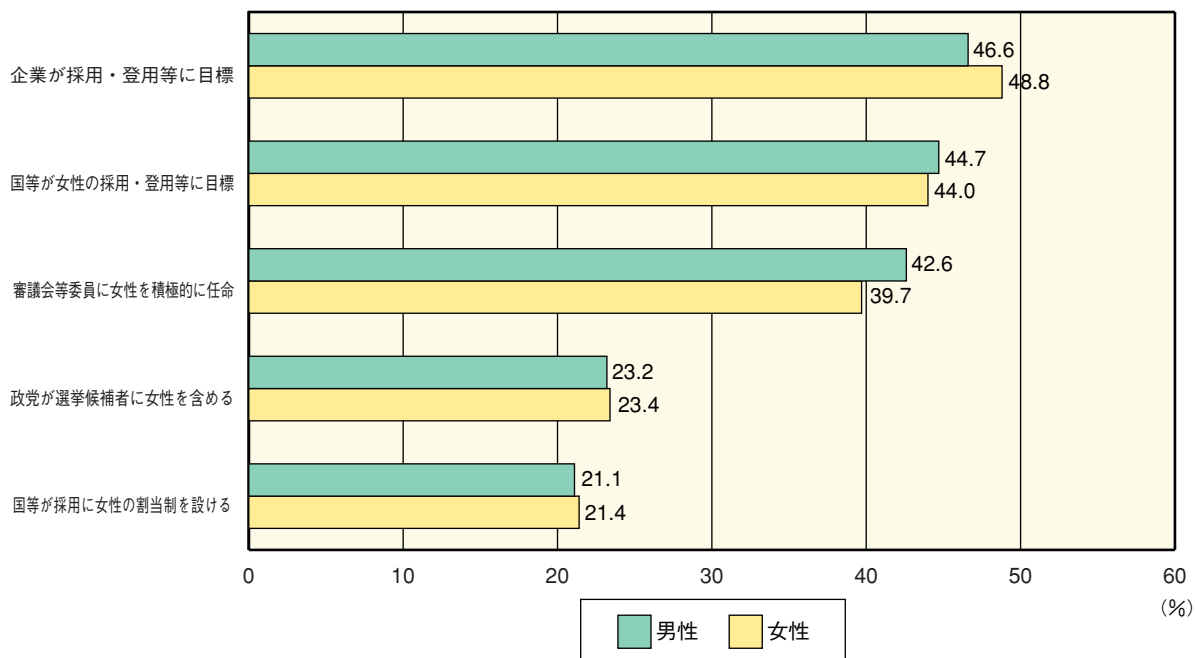
男女共同参画社会を実現するためには、男女の偏りをなくす男女共同参画の視点からも、多様な意見が意思決定過程に反映されることが必要であり、あらゆる分野の政策・方針決定の場へ、男女が対等に参画することが大切です。

しかし、人口の半分を女性が占めているにもかかわらず、県の審議会委員等への女性の登用率は、平成13年6月現在20.8%であり、平成3年6月の11.0%に比べてほぼ2倍になっているもののまだ少ない状況であり、女性の意見が社会に十分に反映されているとは言えない状況にあります。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、女性があまり進出していない分野への女性の進出を図るためには、「企業・国などが女性職員の採用・登用等に目標を設けること」や、「国や地方公共団体の審議会等の委員に女性を積極的に任命することが必要である」との回答が、男女共に多くなっています。

このため、女性があらゆる分野の政策・方針決定過程へ参画できるように、女性のエンパワーメントを支援するとともに、県はもとより、市町村、関係機関、団体、企業等へも働きかけてあらゆる分野への女性の参画の拡大を図っていく必要があります。

女性の進出を図るために必要なこと（複数回答）



「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」  
(山梨県：平成12年)

## 施策の方向

### (1) 各種審議会委員等への女性の参画促進

- ①県の審議会委員等へ女性を積極的に登用します。(人事課)

**数値目標 県の審議会委員等への女性の登用率**  
H18年度末：1/3以上 (H13年度24.0%)

- ②県の審議会委員等の選出にあたっては、一部公募制の導入を更に推進します。(人事課)
- ③県の審議会委員等への女性の参画状況を定期的に調査し、公表します。  
(男女共同参画課、人事課)
- ④市町村に対して、行政委員、審議会委員等に女性を積極的に登用するよう働きかけるとともに、必要な情報提供を行います。(男女共同参画課、市町村課)
- ⑤あらゆる場への女性の積極的な登用を促進するために設置している「やまなし女性人材バンク」の充実を図るとともに、有効利用を働きかけます。(男女共同参画課)

**数値目標 やまなし女性人材バンク登録者数**  
H18年度末：200人 (H13年度72人)

- ⑥各種協議会委員等へ、女性を積極的に登用するよう働きかけます。(男女共同参画課)

### (2) 女性職員の登用の促進

- ①県では、女性の能力開発についての取組を更に進め、女性職員の管理職への積極的な登用に努めます。(人事課)
- ②県では、女性教員の管理職への積極的な登用に努めます。(義務教育課、高校教育課)
- ③県の女性職員の登用状況を定期的に調査し、公表します。(男女共同参画課、人事課)
- ④市町村に対して、女性職員の登用促進を働きかけるとともに、必要な情報を提供します。  
(男女共同参画課、市町村課)
- ⑤企業に対し、方針決定過程へ女性の参画が促進されるよう働きかけます。(男女共同参画課)

### (3) 女性の人材育成

- ①女性の審議会委員等への登用促進を図るため、各女性センター等において政策・方針決定過程に参画できる人材を育成するための講座の充実を図ります。(男女共同参画課、社会教育課)
- ①男女共同参画社会づくりを推進するため、先進諸外国における男女共同参画社会形成の過程等の調査研究を支援するとともに、地域の課題を解決するためのリーダーを養成します。  
(男女共同参画課、社会教育課)

## 重点目標 2 男女平等の視点に立った社会慣行の見直し

### 現状と課題

社会慣行の中には、基幹的な労働は男性が、家事労働と補助的な労働は女性が、というように、労働を性別で分けることや、組織的活動の代表者には男性になるというような慣行が、今なお残っています。

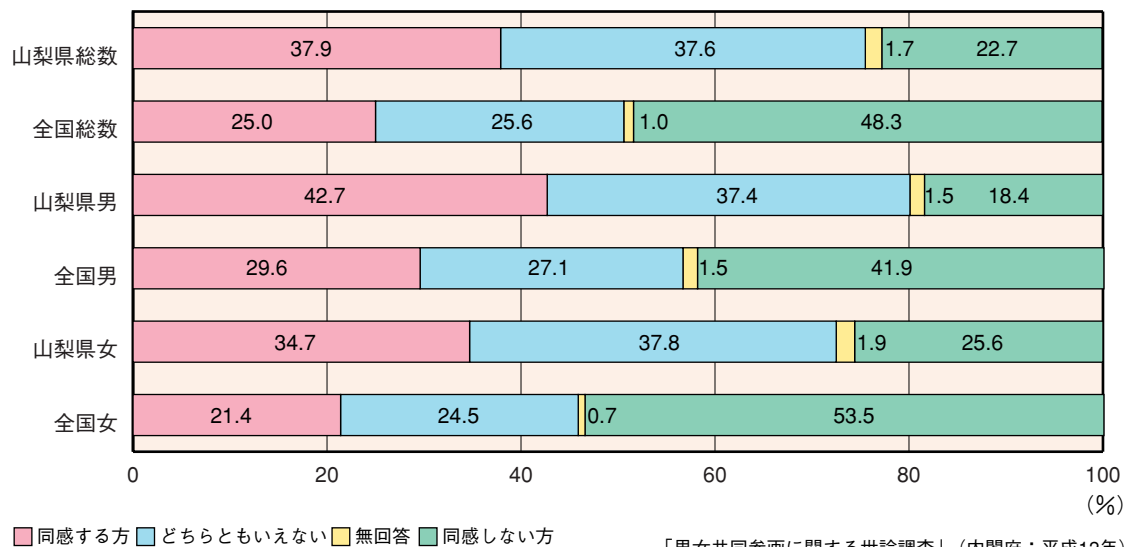
「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、本県においては、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに同感する人が37.9%（全国25.0%）、同感しない人が22.7%（全国48.3%）であり、同感する人が他県に比べて多くなっています。

男女平等・男女共同の実現に優先すべきこととして「居住地区内のしきたりや古くからの慣習を改める」との回答が男性43.7%、女性47.6%となっており、「家庭内のしきたりや古くからの慣習を改める」が男性39.7%、女性43.5%と多くなっています。

このようなことから、家庭、地域、職場等の身近にある慣習や慣行等を、男女共同参画の視点から見直していくことが大切です。

そのため、シンポジウムや研修会等を通じて、各種の啓発活動を積極的に展開していく必要があります。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え



「男女共同参画に関する世論調査」(内閣府：平成12年)  
 「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」(山梨県：平成12年)

## 施策の方向

### (1) 家庭及び地域における慣習の見直し

- ①性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習を見直すため、各種の研修会や講座等を開催します。(男女共同参画課、社会教育課)
- ②長い間地域に根づいてきた慣習について、性別の偏りにつながるおそれのあるものを見直すための広報活動を充実します。(男女共同参画課)
- ③性別による偏りにつながるおそれのある慣習について、県が各市町村単位に置く男女共同参画推進リーダー等を通じて見直すよう呼びかけます。(男女共同参画課)
- ④県民の男女共同参画意識や男女平等を阻害する慣行などについて、定期的に実態を調査し、公表します。(男女共同参画課)

**数値目標** 社会全体における男女の不平等を感じる人の割合《男性優遇》  
H18年度末：24.0%以下（H12年度48.2%）  
「夫は外で働き、妻は家庭」という考えに賛成の人の割合  
H18年度末：19.0%以下（H12年度37.9%）  
「夫は外で働き、妻は家庭」という考えに反対の人の割合  
H18年度末：50.0%以上（H12年度22.7%）

### (2) 職場における慣行の見直し

- ①市町村長、事業主等を対象としたシンポジウムを開催し、固定的な性別役割分担意識に基づく職場慣行を見直すよう働きかけます。(男女共同参画課)
- ②企業に対して、職場における男女平等に関する認識を深めるとともに、慣行の中で性別の偏りにつながるおそれのあるものについて見直すよう、経営者や従業員に対する学習機会を提供します。(男女共同参画課)

## 重点目標 3 地域社会への男女共同参画の促進

### 現状と課題

活力ある地域社会を創っていくためには、地域活動に対して、男女が共に責任を持つとともに、積極的に参画していくことが必要です。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、社会活動の参加状況について、男性は、自治会活動、環境ボランティア活動、生涯学習（文化・スポーツ活動）の分野へ多く参画しており、女性は、福祉ボランティア活動、PTA・育成会活動、消費者活動の分野へ男性より多く参画しています。

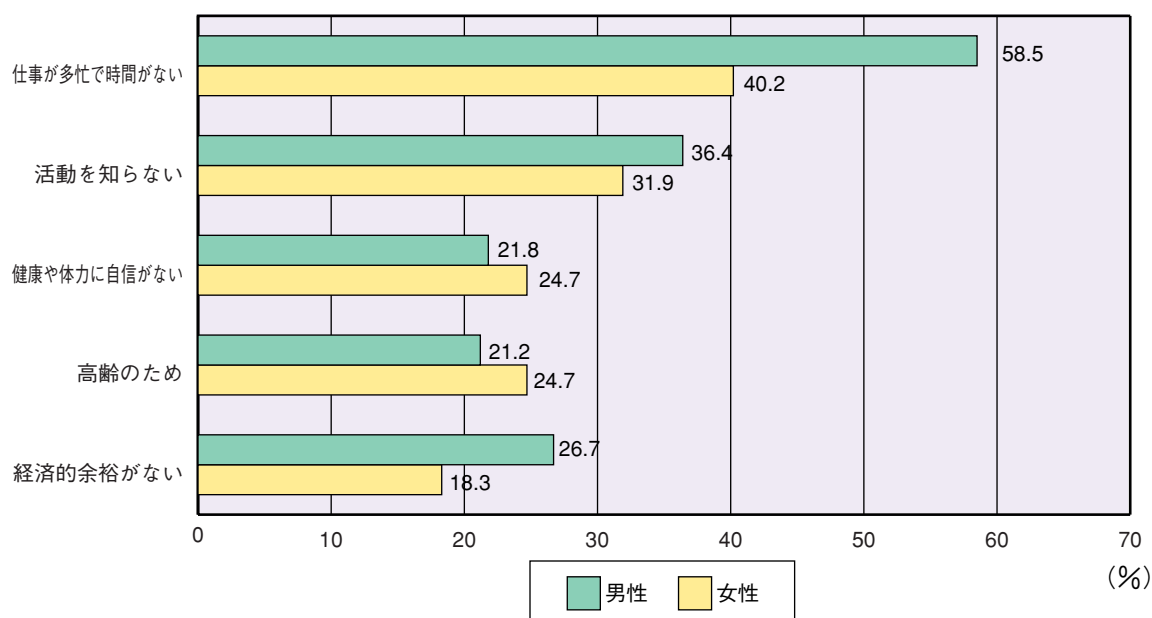
また、男性は、社会活動に参加したくても参加できない理由として58.5%の人が「仕事が多忙で時間がないから」と、女性より高い割合を示しています。

一方、自治会、町内会等の地域活動の役職者は男性が多く、女性は補助的な仕事という場合も少なくありません。

このような状況からも、男性はこれまでの仕事中心であったライフスタイルを見直して地域活動により多く参画すること、また、女性は地域活動の運営等に積極的に参画することが必要です。

このため、男女が共に参画した地域社会活動により、豊かな社会を築いていくための広報や啓発を充実することが必要です。

社会活動に参加したくても参加できない理由（複数回答）



「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」  
(山梨県：平成12年)

## 施策の方向

### (1) 地域社会活動への男女共同参画の促進

- ①男性の職場中心の意識・ライフスタイルを見直し、地域活動への共同参画が促進できるよう、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行います。(男女共同参画課)
- ②自治会、町内会等の地域組織の運営等に女性が積極的に参画し、男女共同参画による地域づくりを推進するよう、啓発活動を行います。(男女共同参画課)
- ③PTAや消費者活動などの地域活動へ男性の参画を促進するよう、意識啓発に努めます。(男女共同参画課)
- ④ボランティアやNPO活動に関する普及啓発や情報提供を行い、自主的な活動参加の促進を図ります。(県民生活課)
- ⑤地域社会を豊かにしていくために、気軽に、いつでも、どこでも、誰でもがボランティアやNPO活動への参加が促進されるよう環境を整備します。(県民生活課)

### (2) 環境保全活動への参画促進

- ①環境保全に関するフォーラムや環境月間行事等の開催を通じて、環境に対する意識啓発に努めます。(環境活動推進課)
- ②環境アドバイザーを派遣し、地域の身近な環境学習を支援し、活動の促進を図ります。(環境活動推進課)

#### ※ NPO (Non Profit Organization)

(非営利組織) 営利を目的としない活動を行う民間組織団体。活動範囲は、福祉、環境、地域づくりなど様々な分野に及んでいる。



## 重点目標 4 国際社会を視野に入れた男女共同参画の促進

### 現状と課題

国際婦人年以来、女性問題解決への取組は、国際的な動きと連動しながら進められてきました。

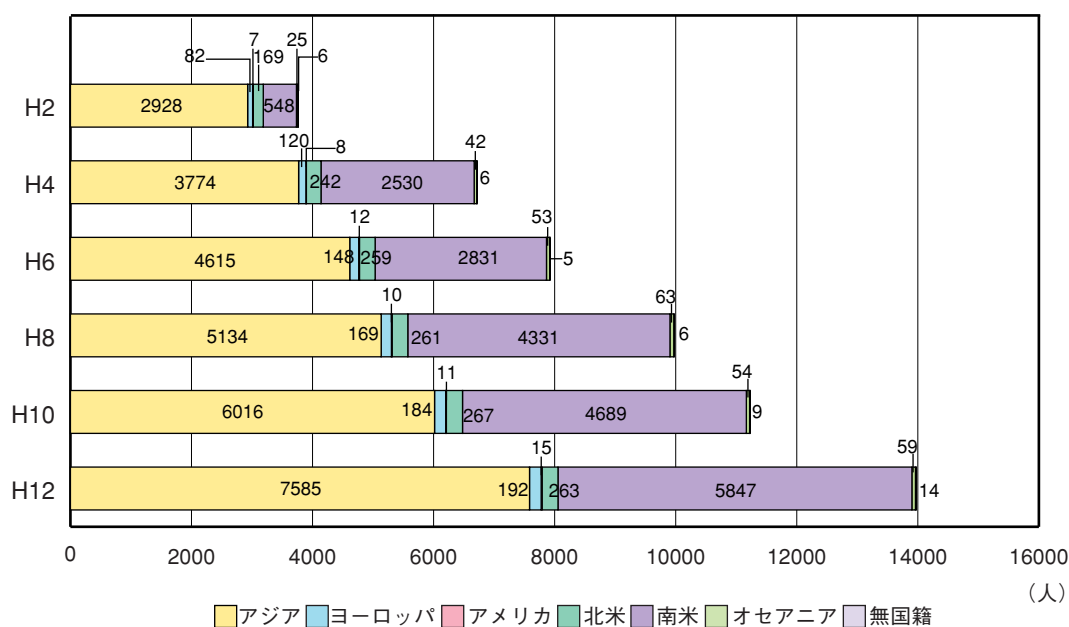
近年は、ますます政治、経済、文化など社会のあらゆる分野で情報化、グローバル化が進展しており、男女共同参画社会の実現に向け、これまで以上に国際社会の取組や成果を十分活用することが重要となっています。

本県においては、海外渡航者や外国人登録者数が年々増加し、国籍も多様化して、身近な環境においてもグローバル化が確実に進んでいます。

こうした中で、国際社会の一員としての責任と役割を果たすためには、国際交流・協力を通じて世界の国々の文化についての理解を深めるとともに、男女共同参画に関する国際的な規範等を施策に反映する必要があります。

また、県内に在住している外国人が安心して暮らせるよう、環境整備を進めていく必要があります。

国籍別外国人登録者数（山梨県）



「出入国管理統計年報」（法務省）

#### ※グローバル化

世界化・世界に広めること。ものの考え方や見方などの視野を世界的規模に広げること。

## 施策の方向

### (1) 国際社会の情報収集及び提供

- ①男女共同参画について関連の深い条約や、国際的な規範等について、施策への反映に努めます。(男女共同参画課)
- ②国際社会の一員として、男女共同参画を推進していくという気運を醸成していくため、男女共同参画に向けての国際社会におけるさまざまな取組について、情報を収集し、県民に提供します。(男女共同参画課)

### (2) 国際交流・国際協力活動等への参画促進

- ①女性が自ら企画し、実践する国際交流及び国際協力活動を推進するため、情報の提供や相談体制の充実、更には交流団体相互の連携促進など、民間国際交流・協力の中核的団体である国際交流協会の機能強化を図ります。(国際課)
- ②県民及び外国人が相互に異文化を理解するため、学習会、講座、交流会を開催します。(男女共同参画課、国際課、社会教育課)
- ③国際的視野を持ち、女性の積極的な社会参画と国際交流を促進する女性リーダーを育成するため、海外派遣研修事業を実施します。(青少年課、男女共同参画課、社会教育課)
- ④国際理解と友好親善を深めるための姉妹・友好地域との交流をはじめ、さまざまな国際交流の場への女性の参画を促進し、幅広く国際交流を推進します。(青少年課、男女共同参画課)
- ⑤県内在住外国人が安心して暮らせるよう、多言語による相談及び情報提供を行います。(国際課、警察本部)
- ⑥開発途上国の社会的、経済的発展に寄与するため、青年海外協力隊等への本県女性の積極的な参画を促進します。(国際課)
- ⑦国際的視野と国際協力の精神を養う機会を提供し、国際社会の各分野で活躍できる人材を育成するため、青年国際交流事業への参加を促進します。(青少年課)

## 基本目標Ⅲ

### 共にいきいき働きつづけることができる労働環境づくり

少子・高齢化が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できる社会の形成が重要な課題となっています。

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとって重要な意味を持つことから、男女が共にいきいき働きつづけることができる労働環境づくりが大切です。

女性の年齢別の労働力率は、出産や育児期にあたる年齢層で大きく減少し、育児から手が離れる時期に再就職をするというM字型を描いていますが、女性の労働力率と就業希望率を合計するとM字カーブのくぼみがほとんどなくなることから、出産や育児期にある女性が、就業希望を持ちながらも就業を継続できず仕事をやめている状況があることがわかります。

生産年齢人口が減少する中で、女性の労働力が必要とされていることから、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保し、性別にとらわれない個人の能力に基づく雇用管理の実現を図るとともに、多様な働き方に応じた適正な処遇や労働条件が確保されることが必要です。

また、仕事を持つ男女が、育児や介護の家族的責任を果たすために、育児・介護休業が取得でき職場復帰しやすい労働環境づくりなど、仕事と育児や介護を両立するための支援体制の整備も強く求められています。

さらに、女性が重要な担い手となっている自営の農林業や商工業においても、女性が持てる力を十分発揮し評価される就業環境の整備が必要です。

#### ※生産年齢人口

15歳から64歳の人口。

#### ※育児・介護休業法

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。

労働者が申出を行うことによって、育児休業（1歳に満たない子を養育するための休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するための休業）を取得することを権利として認めている法律。

## 重点目標 1

### 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 男女雇用機会均等法の履行の確保
- (2) 女性の能力発揮のための積極的取組の推進
- (3) 母性健康管理対策の推進

## 重点目標 2

### 多様な働き方への支援

- (1) 職業能力開発と能力発揮への支援
- (2) 情報提供の充実
- (3) 就業条件の整備

## 重点目標 3

### 仕事と家族的責任の両立支援

- (1) 家族的責任を有する労働者への支援
- (2) 総労働時間の短縮

## 重点目標 4

### 自営の農林業、商工業における女性の就業環境の整備

- (1) 自営の農林業に従事する女性の条件整備
- (2) 自営の商工業に従事する女性の条件整備

## 重点目標 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

### 現状と課題

男女雇用機会均等法の施行から15年が経過し、女性の働く環境は着実に整備されてきました。

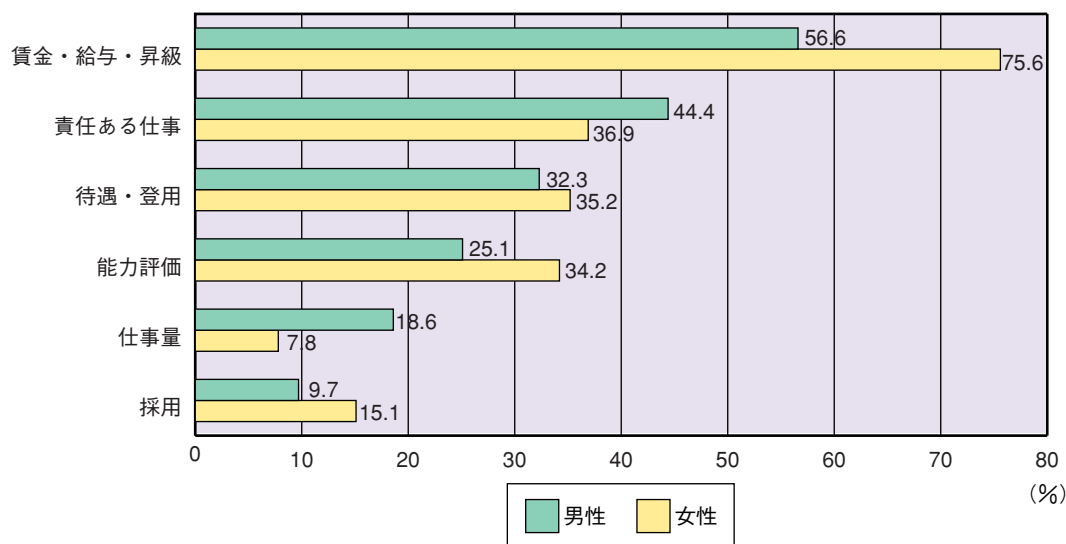
本県における女性の就業率は、平成12年の国勢調査によると48.9%であり、全国平均の46.0%をやや上回っています。

しかし、「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、職場における男女の不平等感について、男女とも男性優遇を感じており、特に「賃金・給与・昇給」に不平等を強く感じています。

雇用の分野において、実質的な男女の均等な機会と待遇の確保がなされることが重要です。

このため、男女雇用機会均等法等の定着や、事実上生じている男女間の格差を解消する積極的な取組（ポジティブ・アクション）の導入、さらに、女性の就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するセクシュアル・ハラスメントの防止対策等、就業環境の整備に向けた取組を促進する必要があります。

職場内で男女の不平等を感じているところ（複数回答）



「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」  
(山梨県：平成12年)

#### ※ 男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。

#### ※ ポジティブ・アクション

男女が社会参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

## 施策の方向

### (1) 男女雇用機会均等法の履行の確保

- ①雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保するため、事業主に対し「男女雇用機会均等法」の周知徹底を図ります。(労政雇用課)
- ②事業主に対し、セクシュアル・ハラスメントへの理解を深めるための啓発を行うとともに、事業所内での予防、相談体制の充実を働きかけます。(労政雇用課)
- ③事業主及び労働者に対する就業実態調査を実施し、男女格差の是正や働きやすい環境づくりが推進できるよう事業主に対し啓発を図ります。(労政雇用課)
- ④「男女雇用機会均等法」に沿った雇用管理を推進している事業主の取組を紹介し、法に沿った雇用管理の普及を図ります。(労政雇用課)

### (2) 女性の能力発揮のための積極的取組の推進

- ①事業主に対し、女性が能力発揮するための積極的取組（ポジティブ・アクション）の実行を働きかけます。(労政雇用課)
- ②新規学卒者の募集及び採用時に、女子学生に均等な機会が与えられることが徹底されるよう事業主に対する啓発を図ります。(労政雇用課)

### (3) 母性健康管理対策の推進

- ①妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導や健康診査を受けるための必要な時間が確保されるとともに、保健指導による勤務時間の変更及び勤務の軽減などが講じられるよう、事業主に対し「労働基準法」及び「男女雇用機会均等法」に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について周知徹底を図ります。(労政雇用課)
- ②妊娠や出産を理由とし、雇用管理面で不利益な取扱いを受けることのないよう、事業主に対し望ましい雇用管理の在り方や環境整備について啓発を図ります。(労政雇用課)

## 重点目標 2 多様な働き方への支援

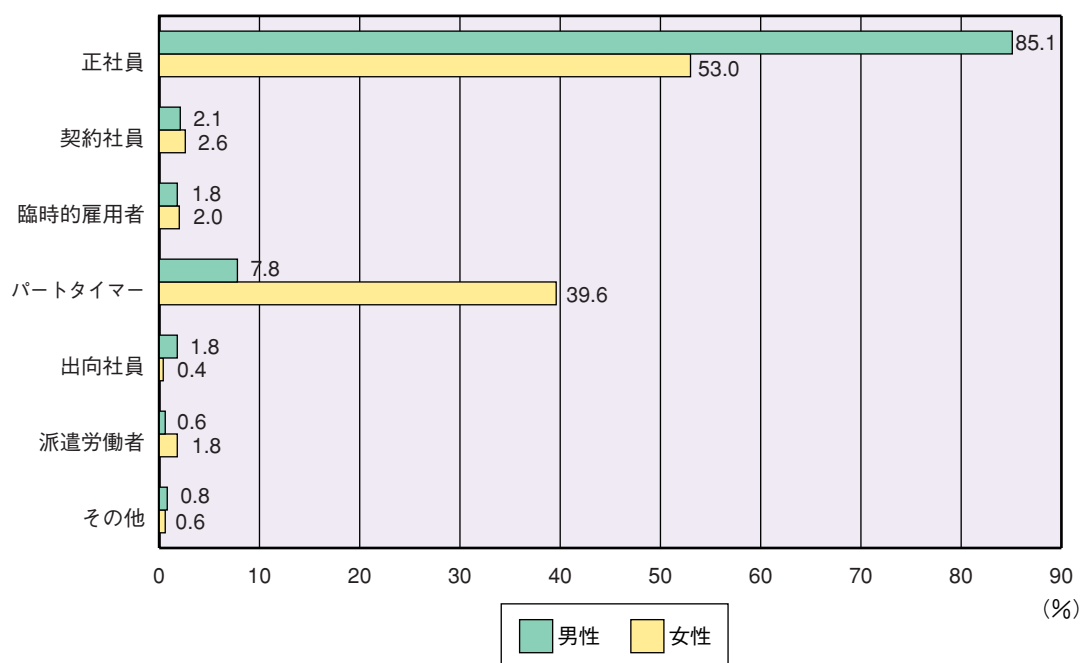
### 現状と課題

経済構造の変化や技術革新が進む中で、労働者がその能力を十分に発揮するためには、常に新しい知識や技術の修得が求められていることから、労働者の職域拡大や職業能力の向上を図るための情報提供や職業訓練等の充実が必要です。

また、少子・高齢化の進展による労働力の減少が見込まれる中で、育児等のために退職した人が、再就職によりその能力を発揮していくことが今後一層期待されることから、インターネット等による情報提供や、きめ細かな職業相談等を行っていく必要があります。

さらに、労働者が多様な価値観やライフスタイル等に応じた働き方ができ、育児期等にある人が家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することができる就業環境の整備が必要です。こうしたことから、パートタイム労働者及び派遣労働者に対する適正な労働条件の確保に努めるとともに、在宅就業等さまざまな就業形態を普及させる必要があります。また、雇用・就業形態が多様化する中で生ずる雇用・就業をめぐる労使の紛争を解決して雇用関係・労使関係の安定を図る労働相談等を行っていく必要があります。

就業形態別男女別労働者割合



「就業形態の多様化に関する総合実態調査」  
(厚生労働省：平成11年)



## 施策の方向

### (1) 職業能力開発と能力発揮への支援

- ① 就業者の職業能力の開発及び向上を図るため、公共職業訓練等を実施します。  
(職業能力開発課)
- ② 企業における教育訓練の促進を図るため、企業に訓練費用の助成を行います。  
(職業能力開発課)
- ③ 就業を希望する人のために、職業訓練や職業意識の啓発のための講習会等を開催します。  
(労政雇用課、職業能力開発課)

### (2) 情報提供の充実

- ① 職業能力開発を希望する人のために、相談体制や情報提供の充実を図ります。  
(職業能力開発課)
- ② 就業を希望する人のために、職業相談や情報提供の充実を図ります。(労政雇用課)
- ③ 起業を目指す女性に対して、必要な知識や手法に関する情報提供や学習機会の提供を行います。  
(男女共同参画課)

### (3) 就業条件の整備

- ① パートタイム労働者の就業条件の改善と向上のために「パートタイム労働法」の周知徹底を図ります。  
(労政雇用課)
- ② 派遣労働者の適正な就業を確保するため「労働者派遣法」の周知徹底を図ります。  
(労政雇用課)
- ③ フレックスタイム制、在宅勤務、SOHOなどさまざまな就業形態の普及に努めます。  
(労政雇用課)
- ④ 雇用関係・労使関係の安定を図る労働相談や個別的労使紛争（個々の労働者と使用者との間の労働条件その他労働関係に関する紛争）の「あっせん」制度を実施します。  
(労政雇用課、地方労働委員会)

#### ※パートタイム労働法

正式には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」という。短時間労働者について、雇用管理の改善に関する措置や職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者が能力を有効に発揮することができるようにすることを目的とする法律。

#### ※労働者派遣法

正式には「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」という。労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の適正な就業条件の確保を目的とする法律。

#### ※SOHO (Small Office Home Office)

企業に属さない個人起業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所等仕事を独立自営型の就労形態。



## 重点目標 3 仕事と家族的責任の両立支援

### 現状と課題

少子・高齢化、核家族化等が進行する中で、仕事を持つ男女が、仕事と育児や介護などの家族的責任を果たすことができる社会づくりが重要です。

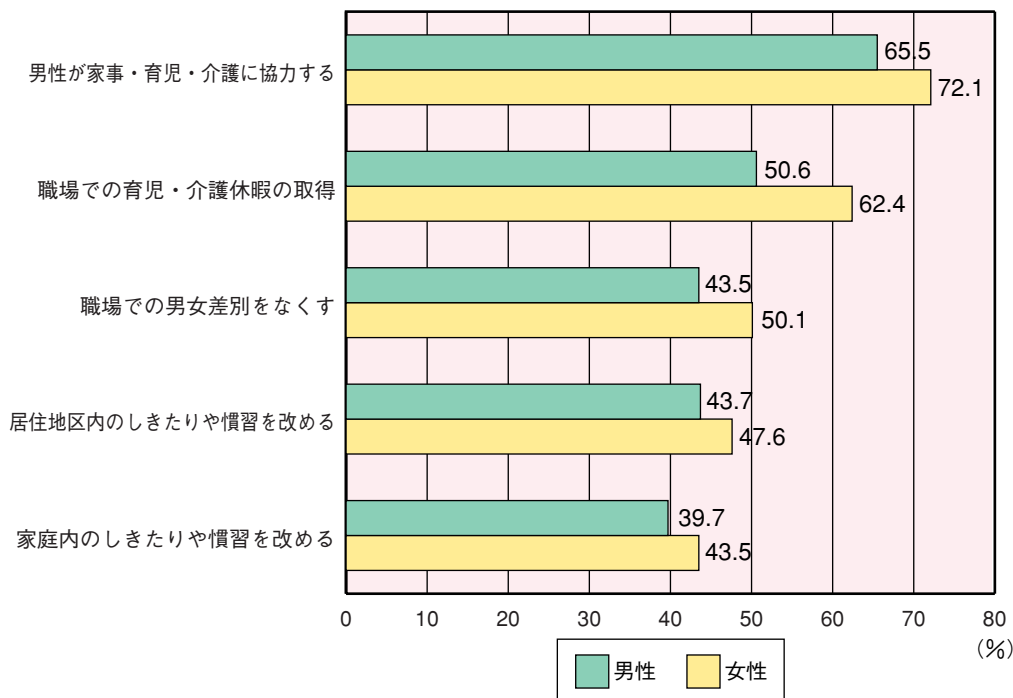
家庭生活と職業生活の両立は、男女共同参画社会を実現していく上で重要な課題であることから、男女共同参画社会基本法の基本理念の一つとして「家庭生活における活動と他の活動の両立」が掲げられています。

特に男性は、従来の職場中心のライフスタイルから職場、家庭、地域にわたるバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められています。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」によると、男女平等・男女共同の実現のために優先すべきこととして、「男性が家事・育児・介護などの負担を十分に理解し、協力すること」や「職場において家庭を持つ男女が育児・介護休暇を取得しやすくする」ことが必要とされています。

このため、労働時間の短縮を推進する啓発や、保育サービスの充実及び育児・介護休業制度の定着等を支援する必要があります。

男女平等・男女共同の実現に優先すべきこと（複数回答）



「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」  
(山梨県：平成12年)

## 施策の方向

### (1) 家族的責任を有する労働者への支援

- ①「やまなしエンゼルプラン」に基づく、きめ細かな保育サービスや民間の子育てサービスへの支援及び放課後児童対策を充実します。(児童家庭課、医務課)
- ②育児や介護の相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」の活動に対して支援を行うとともに、広域的利用の観点からの設置や運営の検討を行います。(労政雇用課)
- ③家族的責任を担う男女が、仕事との両立ができるよう育児・介護休業制度の周知と普及を図ります。(労政雇用課)
- ④配偶者の出産時における父親の出産休暇について、育児休業の制度を活用して取得が可能であることを周知し普及を図ります。(労政雇用課)
- ⑤事業主に対し、小学校就学前の子の病気や怪我のための看護休暇の導入を働きかけます。(労政雇用課)
- ⑥育児及び介護休業中の労働者に対する勤労者福祉金融融資制度を充実するとともに、制度の普及を図ります。(労政雇用課)
- ⑦事業主に対する育児・介護雇用安定助成金制度等が活用されるよう制度の普及を図ります。(労政雇用課)
- ⑧労働者の仕事と家庭の両立を支援する事業主の取組を紹介し、その取組の普及を図ります。(労政雇用課)
- ⑨仕事と家庭の両立支援のためのシンポジウムや研修会等を開催します。(男女共同参画課、労政雇用課)

### (2) 総労働時間の短縮

- ①労働者が職業生活と家庭生活との両立を図りつつ、地域社会にも参加することを可能にするため、時間外労働の短縮を推進するよう関係機関と連携して事業主等に啓発を行います。(労政雇用課)
- ②年次有給休暇と週休日等の組み合わせによる1週間以上の連続する休暇やリフレッシュ休暇制度等の普及を図ります。(労政雇用課)

数値目標 年間総実労働時間数  
H17年度末：1,800時間（H12年度1,968時間）

#### ※ファミリー・サポート・センター

地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。センターを設立できるのは、原則として人口5万人以上の市町村。

#### ※リフレッシュ休暇制度

労働者の職業生活の節目節目に、心身のリフレッシュを図ることを目的とした法定外の特別休暇。

## 重点目標 4 自営の農林業、商工業における女性の就業環境の整備

### 現状と課題

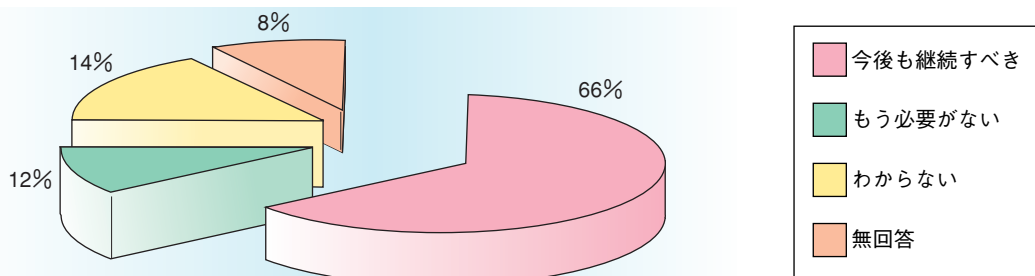
自営の農林業や商工業に従事する女性は、経営や生産の実質的な担い手として重要な役割を果たしていますが、女性が果たしている役割が十分認識・評価されていない状況もあります。

また、自営の農林業や商工業は家族経営が多く、経営や生産が生活と密接につながっていることから、労働時間や休日等が不明確になりがちです。

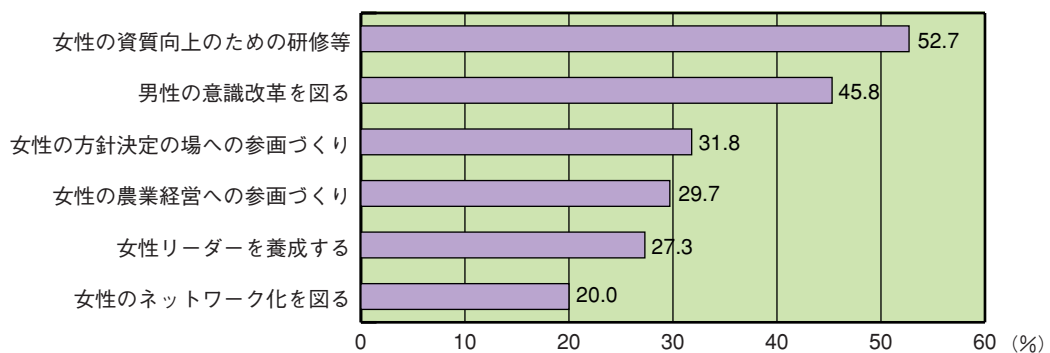
農林業や商工業の一層の発展と活性化を図るため、自営の農林業や商工業に従事する女性の役割が正当に評価され、男性と共に経営に参画していくことができるよう、女性の経営参画に対する理解を促進するための情報の提供と啓発を行うとともに、健康で快適に働ける労働環境づくりが大切です。

さらに、農業の分野においては、家族経営協定の締結による家庭内のルールづくりを推進するとともに、農村女性による地域の資源を活用した起業活動などを支援していく必要があります。

### 女性の地位向上・男女平等の運動について



### 「今後も継続すべき」と回答した人が必要とする支援策（複数回答）



「農村女性対策に関する調査」(山梨県：平成12年)

#### ※ 家族経営協定

家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合っって農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取決めるもの。

## 施策の方向

### (1) 自営の農林業に従事する女性の条件整備

- ①自営の農林業に従事する女性の生産技術や経営管理能力の向上を図るための指導を充実するとともに、農林業従事者に対し自営の農林業に従事する女性の経営参画に対する理解を促進します。(林業振興課、農業技術課)
- ②農林業従事者に対し、自営の農林業に従事する女性の果たす役割が正当に評価され、財産管理が男女平等に行われるよう情報の提供と啓発を図るとともに、農業における家族経営協定締結など家庭内のルールづくりを推進します。(林業振興課、農業技術課)

**数値目標 家族経営協定締結数（農業）**  
H18年度末：180件（H13年度36件）

- ③農業委員、農業協同組合理事など方針決定の場への女性の参画を進めるよう、市町村や農業協同組合及び農業従事者などに働きかけます。(農政総務課、指導検査室、農業技術課)

**数値目標 農業協同組合理事正組合理（個人）に占める女性の割合**  
H18年度末：11%（H13年度9.2%）  
**女性農業委員数**  
H18年度末：64人（H13年度16人）

- ④地域の資源を活用した女性グループによる起業活動を支援します。(農業技術課)

**数値目標 農村女性起業グループ数**  
H18年度末：45グループ（H13年度28グループ）

- ⑤活力ある地域社会をつくるため、農村女性によるネットワークづくりを推進します。(農業技術課)

### (2) 自営の商工業に従事する女性の条件整備

- ①家族経営の中で女性の労働に対し適切な経済的評価がされるよう、自営の商工業者の関連団体を通じ指導助言を行います。(商工総務課)
- ②商工会などに対し、自営の商工業従事者が健康で快適に働けるよう開閉店時間や休業日の設定等労働環境の整備を働きかけます。(商工総務課)
- ③自営の商工業者やその関連団体に対し、生産や経営の方針決定の場へ女性の参画を進めるよう働きかけます。(商工総務課)
- ④自営の商工業者の関連団体に対し、男女共同参画を推進するための情報提供や意識啓発を行います。(男女共同参画課、商工総務課)

## 基本目標Ⅳ

### 健康で安心して暮らせる環境づくり

女性の職場進出等にもなあって、家庭における役割分担が見直されていますが、依然として「家事や育児、介護は女性」とする意識は根強いものがあり、さらに核家族化等により、女性の子育てに対する不安や負担が大きくなっています。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」（山梨県：平成12年）によると、「男女共同参画社会を実現するために、今後、県はどんな点に力をいれていくべきか」の問いに対して、「保育施設・保育サービス、高齢者や病人の介護施設・介護サービスを充実する」を選んだ人が48.4%と最も多く、男性より女性が強く要望しています。

結婚観やライフスタイルの変化等により少子化が進んでいることから、子どもを持ちたい男女が、安心して子どもを産み育てられるよう、子育ての社会的支援が強く求められています。

また、高齢化が進む中で、高齢者が介護が必要になったときに、安心して介護が受けられるよう介護保険制度の着実な実施を図るとともに、長くなった高齢期が健康で活力に満ちた豊かなものとなるよう、高齢者も地域社会の一員として積極的に役割を担っていくことが求められます。

健康で生きがいを持ち、人間として尊厳を持って暮らすことは、高齢者、障害者を含むすべての人にとって共通の願いです。

このため、一人ひとりが健康で安心して暮らせる環境づくりを推進することが重要です。特に女性は、思春期から妊娠・出産期、更年期、高齢期まで女性特有の問題を抱えているため、生涯を通じての健康と人権を求めたリプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点に立った健康支援が必要です。

#### ※ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

平成6年（1994年）カイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

## 重点目標 1

### 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

- (1) 多様な子育てニーズへの対応
- (2) 子どもを取り巻く環境の整備
- (3) ひとり親家庭等への支援

## 重点目標 2

### 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備

- (1) 介護体制の構築
- (2) 経済的な安定の確保
- (3) 高齢者、障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

## 重点目標 3

### 生涯を通じた女性の健康支援

- (1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発と支援
- (2) 母と子の健康の確保

## 重点目標 1 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

### 現状と課題

都市化、核家族化が進行する中で、家庭における育児機能や地域の教育力が低下し、親の子育てに対する不安や子どもへの虐待、学校におけるいじめや不登校などが大きな社会問題となっています。

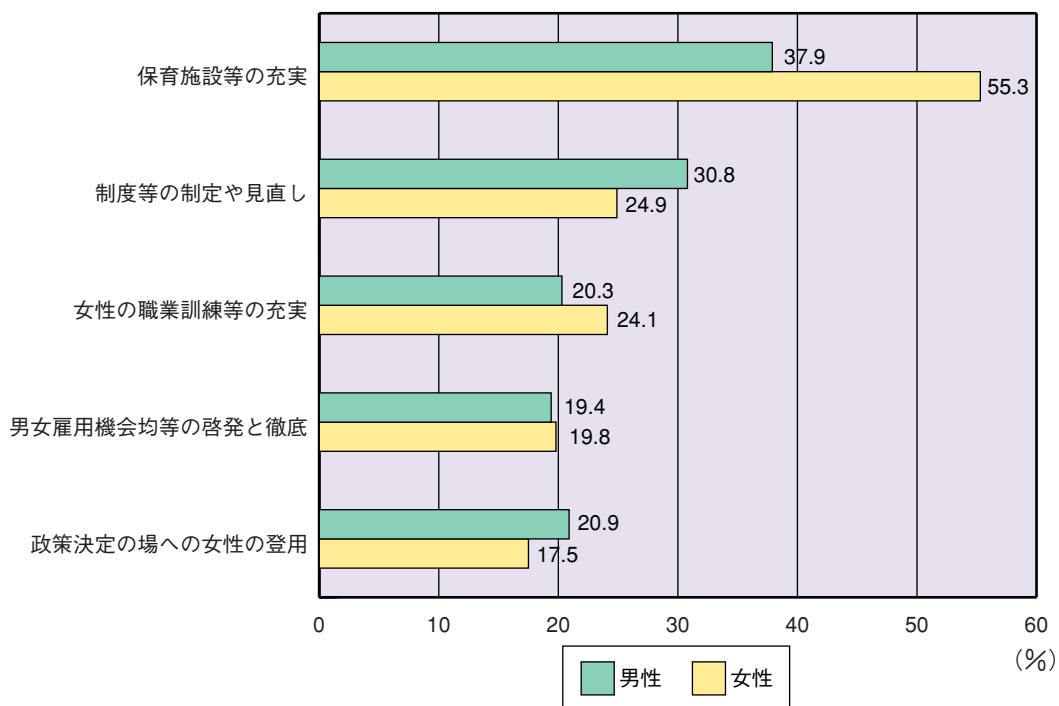
また、女性の職場進出にともない、子育てと仕事を両立することが重要な課題となってきたことから、さまざまなニーズやライフスタイルに応じた多様で質の高い保育サービス等を充実していくことが求められています。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」においても、男女共同参画社会を実現するための県に対する要望として、保育施設等の充実が強く求められています。

さらに、ひとり親家庭等においては、育児に対する時間が十分とれないなどの問題を抱えがちであり、また、多くの場合女性は経済的な問題も抱えています。

このため、子どもを産みたい女性が安心して子どもを産み、男性も共に子育ての喜びや楽しみを見いだすことができるよう、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる領域で連携を密にして、情報提供、相談事業、保育事業などの充実を図り、地域ぐるみの子育て支援を推進する必要があります。

男女共同参画社会を実現するための県に対する要望事項（複数回答）



「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」  
(山梨県：平成12年)



## 施策の方向

### (1) 多様な子育てニーズへの対応

- ①子どもの個性や発達状況に応じた保育、子育てと仕事の両立を支援する保育など、さまざまなニーズに沿った低年齢児保育、延長保育、障害児保育、病後児等の一時的保育など特別保育事業を推進します。(児童家庭課、健康増進課)

<b>数値目標</b>	<b>低年齢児保育の実施保育所数</b>
	H15年度：195か所（H13年度176か所）
	<b>延長保育の実施保育所数</b>
	H15年度：100か所（H13年度 77か所）

- ②地域の子育て家庭への支援のため、保育所を地域の子育て資源として活用する地域子育て支援センターやチャイルドセンターの整備促進に努めます。(児童家庭課)
- ③保育内容の質的充実や地域の子育て支援をするため、保育士等職員の研修を行い資質の向上を図ります。(児童家庭課)
- ④昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等に対し、児童館、公民館、保育所、学校等を利用して、放課後に遊びの指導などを行う放課後児童クラブ（学童保育）の設置や、児童クラブ指導員の資質の向上に努めます。(児童家庭課)
- ⑤子育て支援策に関して、インターネットなどを通じて情報を提供するとともに、市町村や保育機関における情報提供の充実を図るよう働きかけます。(児童家庭課、健康増進課)

### (2) 子どもを取り巻く環境の整備

- ①乳幼児医療について、「現物給付」による公費負担制度の確立及び児童手当の充実や保育料等子育てにかかる諸経費の軽減を図るよう、国に対して要望します。(児童家庭課)
- ②子育ての不安や悩み、家庭に関する各種相談機関の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等との連携を密にし、電話や巡回による相談事業をはじめとする相談支援体制の整備に努めます。(児童家庭課、社会教育課)
- ③児童虐待の予防及び早期発見と虐待発見後の対応について、地域の関係機関をネットワーク化して効果的な対応を図るとともに、広報啓発を行い、児童虐待の防止に努めます。(児童家庭課、健康増進課)
- ④児童が健やかに育つ環境を確保するための地域における児童館や児童センターなどの整備促進、完全学校週5日制に対応し、さまざまな体験活動や家庭教育支援に関する情報提供を行う子どもセンターなど、地域ぐるみの子育て支援事業を推進します。(児童家庭課、社会教育課)

### (3) ひとり親家庭等への支援

- ①ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、ファミリーダイヤルや母子相談員等による各種相談機能の充実を図ります。(児童家庭課)
- ②児童扶養手当の支給、母子寡婦及び父子福祉資金の貸付、介護人派遣事業やひとり親家庭医療費の助成等を推進します。(児童家庭課)



## 重点目標 2 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備

### 現状と課題

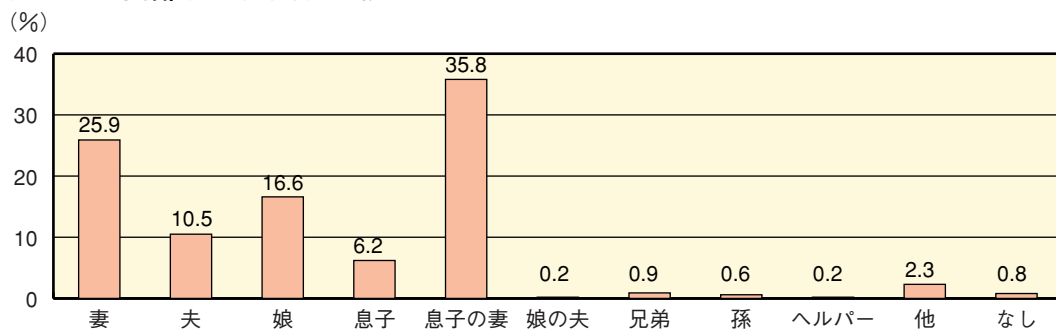
本県では、高齢化が全国より早く進んでおり、中でも75歳以上の後期高齢者の3分の2は女性です。

「高齢者保健福祉実態調査」によると、寝たきり高齢者を介護している人の80%近くが、妻・娘・息子の妻たち女性であり、介護者の50%以上が、60歳代以上となっています。このように介護の負担が家族の中でもとりわけ女性に大きくかかってきており、女性の介護に対する負担軽減を図ることが必要です。

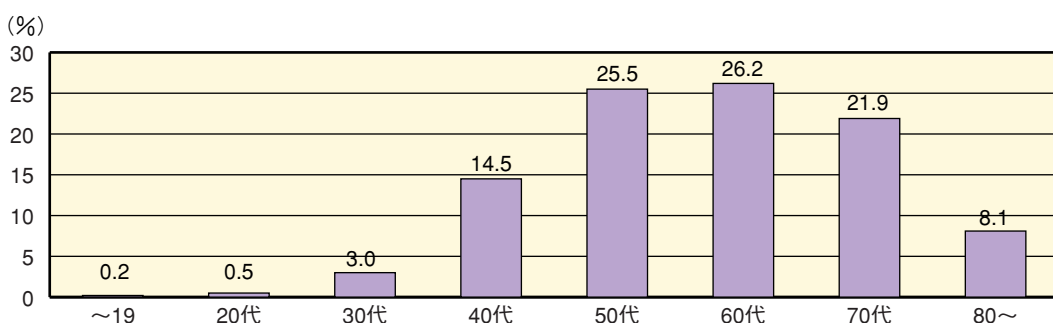
このため、介護への男性の参画を促進するとともに、介護保険制度の着実な実施や寝たきり予防及び生活支援サービスの充実など、社会全体で介護を支える体制を充実する必要があります。

また、高齢者や障害者のニーズが反映され、自立しやすい社会基盤づくりに努めるとともに、高齢者や障害者の社会参画の機会の拡大や経済的自立を確保して、安心して暮らせる環境づくりを進めるため、職業訓練や就業機会の拡大、社会全体のバリアフリー化の推進、生涯学習の推進などを図ることが必要です。

寝たきり高齢者の介護者の続柄



寝たきり高齢者の介護者の年齢



「高齢者保健福祉実態調査」(山梨県：平成10年度)

## 施策の方向

### (1) 介護体制の構築

- ①介護を必要とする人に対し、社会全体で介護を支える仕組みとして創設された介護保険制度の着実な実施を図ります。  
(長寿社会課)
- ②高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、訪問介護や通所サービス（デイサービス）等の整備を行い、在宅介護サービスの基盤の確保に努めます。  
(長寿社会課)
- ③地域の高齢者やその家族等に対する「寝たきりは予防できる」ことの普及啓発や、市町村における介護予防の適切かつ効果的な推進のため介護予防指導者養成を行うなど、介護予防及び生活支援サービスの充実を図ります。  
(長寿社会課、健康増進課)
- ④介護サービスの質の向上のためには、サービスを直接提供する人材の果たす役割が重要であるため、訪問介護員養成研修などにより、介護に係る人材の養成を行うとともに、人材の確保を図ります。  
(長寿社会課)

### (2) 経済的な安定の確保

- ①年金問題、税制問題、消費生活問題等の各種講座を開設します。  
(男女共同参画課、県民生活課)
- ②シルバー人材センターを充実するなど、高齢者が長年培った技能や経験等を生かした就業機会の拡大を図ります。  
(労政雇用課)
- ③職業生活の多様化に対応して、高齢者や障害者についてその能力を發揮するために職業訓練や雇用の安定を図ります。  
(長寿社会課、職業能力開発課)

### (3) 高齢者、障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

- ①高齢者や障害者が安全で快適な生活が送れるよう、社会全体のバリアフリー化を推進し、自立しやすい社会基盤の整備を推進します。  
(障害福祉課)
- ②障害者が自らの能力を最大限發揮しながら、主体的に社会参加できるよう、福祉サービスに携わる人材の養成・確保や地域におけるボランティア活動などの推進により、障害者の自立と社会参画を促進します。  
(福祉保健総務課、障害福祉課)
- ③高齢者が安心して生活できるよう、多様なニーズに対応した保健・福祉サービスの充実、老人医療対策等を推進します。  
(長寿社会課、国保援護課)
- ④高齢者が、豊かな知識や技能、生活の知恵などを生かしながら、共に社会を支える重要な一員として、積極的に社会参画できるよう、老人クラブ活動や生涯学習の推進を図り、高齢期を生きがいに満ち充実したものとするための高齢者の自主的な活動を支援します。  
(生涯学習文化課、長寿社会課、社会教育課)
- ⑤高齢者や障害者の仲間づくり、生きがいくくり、健康づくりを図るため、スポーツ、レクリエーション活動を支援します。  
(長寿社会課、障害福祉課、健康増進課、スポーツ健康課)

#### ※バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いが強かったものだが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。

## 重点目標 3 生涯を通じた女性の健康支援

### 現状と課題

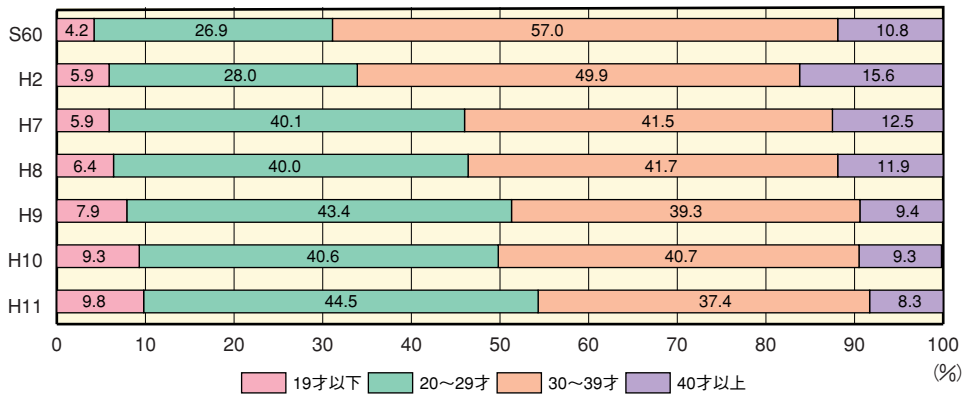
長い人生を健康でいきいきと過ごしていくためには、心と身体の健康づくりが大切であり、女性と男性がそれぞれの身体の特徴を十分理解し合い、お互いに思いやりを持って生きていくことが、男女共同参画社会の前提となります。

いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由や安全な妊娠・出産などの課題を含むリプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念の普及啓発に努め、特に女性が自らの身体や健康のために主体的に決めることが尊重され、多様な生き方を選択できる社会環境づくりが必要です。

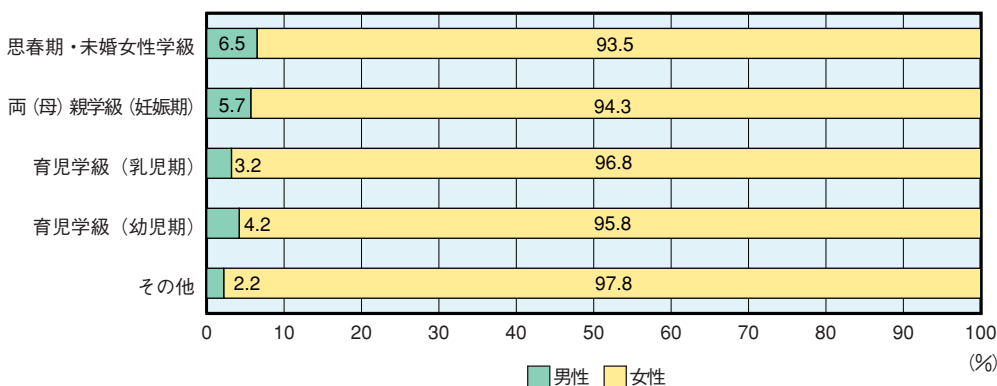
近年、青少年の性行動が低年齢化・活発化している状況等を踏まえ、生命尊重・人間尊重・男女平等の精神に基づく異性観や自ら考え判断する意思決定の能力を身につけ、望ましい行動を取れるようにするため、性教育を含む健康教育の充実が必要です。

このため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透のための情報や学習機会の提供、周産期医療や相談体制の充実を図ることにより、健康づくりのための環境を整備するとともに、個人の主体的な健康づくりを社会全体で支援していくことが必要です。

年齢階級別人口妊娠中絶割合の推移（山梨県）



健康教育参加者割合



「母子保健の現況」（山梨県：平成11年度）

## 施策の方向

### (1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発と支援

- ①リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の社会への浸透を図るため、女性の生涯を通じた健康づくりの情報や学習機会の提供に努めます。(男女共同参画課、健康増進課、スポーツ健康課)
- ②学校教育及び社会教育等を通じ、健康について自己管理ができるよう普及啓発するとともに、人権の尊重、生命の大切さ、男女平等などの心を養うため、性教育を含む健康教育の充実を図ります。(健康増進課、スポーツ健康課)
- ③喫煙、飲酒、摂食障害、薬物乱用、性感染症、HIV／エイズについて、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点から、正しい知識を学校教育や社会教育の場で普及するとともに、HIV／エイズに関し、予防から診療体制まで総合的に対策を推進します。(男女共同参画課、健康増進課、スポーツ健康課)
- ④心身の健康に対して、男女が共に深い関心を持ち、理解を深めるための普及啓発を行うとともに、女性の健康をめぐるさまざまな問題についてライフステージに応じたきめ細かな相談体制の充実を図ります。(健康増進課)

**数値目標 健康診断を受ける人**

H22年度：100,000人以上  
(H11年度82,789人)

- ⑤生涯を通じた健康を支援するための健康づくり推進体制の一層の強化や、健康的な生活習慣の実践などの普及啓発を図るとともに、市町村等の実践活動の支援を行います。(健康増進課、スポーツ健康課)

**数値目標 意識的に運動を心がけている人(女性：%)**

H22年度：75%以上(H11年度65.4%)

- ⑥女性の健康増進のため、あらゆる年代に応じた女性のスポーツ参加を促進します。(スポーツ健康課)

**数値目標 スポーツリーダー登録者数**

H15年度：1,200人(H13年度1,178人)

### (2) 母と子の健康の確保

- ①女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう、社会全体がリプロダクティブ・ヘルス／ライツの大切さを理解し、母子の健康の確保を支援するよう啓発に努めます。(健康増進課)
- ②妊娠から出産、乳幼児まで一貫して、健康診査、保健指導及び相談、医療援護等の医療サービスの提供が受けられる体制を充実します。(健康増進課)
- ③母子の生命や身体への影響が大きい周産期における母子の健康を確保するため、総合周産期医療センターを整備し、周産期医療を充実します。(医務課、健康増進課)
- ④県立看護大学等において助産師や保健師等の養成を図り、母子保健医療従事者の資質の向上と充足に努めます。(医務課)

※周産期

妊娠満22週(154日)に始まり、出生後満7日未満までの期間。

※HIV／エイズ(AIDS)

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)によって、人体に備わっている抵抗力が低下し、そのためにあらわれるさまざまな病気の総称をエイズといい、正式には、後天性免疫不全症候群という。

## 基本目標Ⅴ

### 男女共同参画社会づくりの計画的推進

「男女共同参画計画」に盛り込まれた施策は、広範多岐であり、県政全般にわたっています。したがって、この計画に基づく各施策は、総合的かつ効果的に取組を進めることが必要であることから、推進体制を整備・強化するとともに、各施策の適切な進行管理を行うことが重要です。

男女共同参画社会づくりの拠点施設である女性センターは、各種のセミナーや講座を通して県民の意識啓発に取り組むとともに、男女共同参画社会の実現に向けた積極的な学習や交流、グループ活動の場として大きな役割を果たしてきました。今後、より多くの方が男女共同参画に関心を持つよう、常に時代にあった事業の工夫が必要です。

県民一人ひとりが男女共同参画社会の実現を自らのこととして考え、行動するためには、身近な市町村の果たす役割は重要です。このため、地域の実情に応じ、男女共同参画行政を推進するよう、市町村との連携を保つとともに、必要な支援を行います。

また、自主的に活動をしている各種団体等を通じて、県民一人ひとりの意識改革を進めることも重要であり、特に県、市町村と各種団体等が相互に緊密な連携・協力を図りながら、男女共同参画社会を推進することが重要です。

## 重点目標 1

### 推進体制の整備・充実

- (1) 県における推進体制の整備・充実
- (2) 女性センターを活用した効果的な推進
- (3) 職員のジェンダーに敏感な視点の涵養

## 重点目標 2

### 市町村の推進体制等への支援

- (1) 市町村の推進体制への支援
- (2) 男女共同参画推進リーダーへの支援

## 重点目標 3

### 男女共同参画社会づくりへ向けた各種団体等との連携

- (1) 各種団体等との連携
- (2) 女性団体への支援

## 重点目標 1 推進体制の整備・充実

### 現状と課題

県は、男女共同参画社会の形成に向けた各施策の推進にあたっては所管するそれぞれの部署を有機的に結び、着実かつ効率的に進めていくことが必要です。

このため、庁内推進体制である県男女共同参画推進本部を充実するとともに本計画の進捗管理を行い、諸施策を着実に推進する必要があります。

また、山梨県男女共同参画審議会の意見や提言を施策に反映する必要があります。

男女共同参画社会づくりの推進拠点である女性センターは、学習、交流、情報提供、相談、調査・研究等の場として多角的に利用され、男女共同参画の普及啓発や課題解決のために重要な役割を果たしてきました。さらに、女性センターで行われた事業の成果や蓄積された情報を、容易に入手できるような工夫が求められています。また、県民ニーズに的確に対応したセンターとするため、効果的な活用に努める必要があります。

男女共同参画社会の実現には、行政に携わる者が男女の人権に対する認識をより高め、その必要性を正しく認識し、その職務にあたる必要があります。



## 施策の方向

### (1) 県における推進体制の整備・充実

- ①男女共同参画に関する施策の一体的な推進を図るため、県男女共同参画推進本部における幹事会の定期的な開催など、各部相互の緊密な連携を図り、施策の推進と着実な進行管理に努めます。(男女共同参画課)
- ②男女共同参画社会の形成に向け、あらゆる施策へ男女平等の視点を反映させるため、各部内に連絡推進体制を設けるなど、相互の情報交換や連携に努めます。(男女共同参画課)
- ③男女共同参画社会の推進のため、県男女共同参画審議会をはじめとする県民の意見を各施策に反映するよう努めます。(男女共同参画課)
- ④計画を着実に推進するため、数値目標を定め進捗状況を把握し、施策の検証・評価を行い、公表します。(男女共同参画課)
- ⑤県の各施策の立案に際し、その施策が男女共同参画に与える影響調査の方法の開発について、国の「男女共同参画影響調査」の研究結果などを参考に取組みます。(男女共同参画課)

### (2) 女性センターを活用した効果的な推進

- ①女性センターを男女共同参画社会づくりの推進拠点として、より一層機能の充実を図ります。(男女共同参画課)
- ②効率的に男女共同参画社会の形成を進めるため、女性センターや市町村施設等を情報ネットワークで結び、相互の連携を図ります。(男女共同参画課)
- ③女性を取り巻く問題解決のために女性総合相談機能を充実します。(男女共同参画課)
- ④自主講座やセミナーを効果的に実施するため、新たなプログラムの研究・開発、企画・立案等の機能強化を図ります。(男女共同参画課)
- ⑤女性団体等の活動拠点として、施設の利用や情報の提供などの支援を積極的に行います。(男女共同参画課)
- ⑥男女共同参画に関する情報拠点として、関係図書や統計資料等の提供機能を充実します。(男女共同参画課)

### (3) 職員のジェンダーに敏感な視点の涵養

- ①県の行政全体に男女共同参画の視点が取り入れられるよう、全ての職員を対象に、男女共同参画について理解を深めるとともに、男女平等の視点を養うための研修機会や情報提供の充実を図ります。(男女共同参画課、人事課)
- ②男女平等の視点をあらゆる施策へ反映させるよう、特に施策の企画・立案に携わる職員の研修機会の充実を図ります。(男女共同参画課)

#### ※男女共同参画影響調査

広範多岐にわたる政府の施策が男女共同参画社会の形成に配慮して企画・立案、実施されることを目的として、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について調査すること。調査の実施にあたっては、その対象となる施策分野や男女共同参画に係る専門家の知見を活用し、実施の主体である各府省との緊密な連携の下に行う調査。

## 重点目標 2 市町村の推進体制等への支援

### 現状と課題

市町村における男女共同参画計画の策定や推進は、男女共同参画社会基本法で求められており、地域の実情に応じ、男女共同参画社会づくりを進めることが重要です。

県内の31市町村（平成13年12月現在）では、既に計画を策定し推進を図っていますが、全市町村が計画を策定し、積極的な取組を進める必要があります。

このため、県は、市町村の推進体制の充実や関連施策の着実な推進など、市町村における自主的な取組を支援します。また、県民、各種団体、行政機関関係者の連携と情報交換に努め、地域における男女共同参画社会の形成に向けた気運の醸成に努めます。

さらに、県が委嘱する男女共同参画推進リーダーが各市町村において、男女共同参画社会づくりに向け、地域住民とともに活発な活動ができるよう情報の提供や研修会等を開催しま

### 施策の方向

#### （1）市町村の推進体制への支援

- ①男女共同参画計画の策定を促進するため、男女共同参画担当課長会議の開催、情報提供等、市町村との連携を図り、市町村における推進を積極的に支援します。

（男女共同参画課）

<b>数値目標</b> 市町村男女共同参画計画策定率
H18年 100% (H13年 48.4%)

- ②男女共同参画計画の推進を図るため、情報の提供、担当者研修会の開催等、市町村に対し積極的に必要な支援をします。

（男女共同参画課）

#### （2）男女共同参画推進リーダーへの支援

- 市町村における男女共同参画計画策定と推進を図るため、男女共同参画推進リーダーに対する研修会等を実施します。

（男女共同参画課）

## 重点目標 3 男女共同参画社会づくりへ向けた各種団体等との連携

### 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、行政による各種施策の計画的推進とともに県民一人ひとりの意識変革や自主的な行動が重要です。従来においても、県下各地域で開催している男女共同参画に関わる研修会等では、多数の県民の参画を得て、地域における身近な事例や課題を討議するなど男女共同参画社会へ向けてのさまざまな自主的な取組が行われてきました。今後においても、男女共同参画社会の形成を一層促進するため、県下全域において、より多くの県民の参画を得て取り組むことが重要です。

こうしたことから、各種団体やグループ等と相互の連携を強化し、男女共同参画社会に関わる情報の提供、女性団体等のリーダー養成研修会の開催、県民フォーラムの開催など男女共同参画社会の形成に向け、積極的な取組に努めます。

### 施策の方向

#### (1) 各種団体等との連携

○女性団体をはじめとする各種団体やグループ、企業等が男女共同参画社会の形成に向け、相互に連携を深め、一体となった活動が円滑に行えるよう支援します。

(男女共同参画課)

#### (2) 女性団体への支援

①女性団体や自主グループが、その主体性を発揮しながら、組織の力を結集してあらゆる場面で男女共同参画による地域づくりに貢献できるよう、その活動を支援します。

(男女共同参画課)

②女性の地域活動指導者の資質向上を図るとともに、ジェンダーに敏感な視点を定着させるための研修や交流会を開催します。

(男女共同参画課)



# 参考資料

- 1 山梨県男女共同参画計画（ヒューマンプラン）策定の経過
- 2 男女共同参画の推進に関する年表
- 3 男女共同参画基本計画
- 4 日本国憲法及び男女共同参画に関する法律・条約
  - ・日本国憲法
  - ・男女共同参画社会基本法
  - ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
  - ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
  - ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
  - ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 5 やまなしヒューマンプラン21推進懇話会



## 1 山梨県男女共同参画計画策定の経過

平成12年（2000年）	5月	やまなしヒューマンプラン21推進懇話会 ○県民意識・実態調査について
	7月	やまなしヒューマンプラン21推進懇話会 ○「計画策定に向けて」提言
平成13年（2001年）	3月	男女共同参画に関する県民意識・実態調査結果公表
	4月	男女共同参画計画策定庁内検討委員会 ○男女共同参画計画策定について
	5月	男女共同参画推進本部幹事会 ○男女共同参画計画策定について
		男女共同参画推進本部会議 ○男女共同参画計画策定について
		男女共同参画計画策定庁内検討委員会 ○やまなしヒューマンプラン21見直しヒアリング（第1回）
	6月	やまなしヒューマンプラン21推進懇話会 ○男女共同参画計画策定について
		やまなしヒューマンプラン21推進懇話会 ○やまなしヒューマンプラン21見直しに対する意見集約
	7月	男女共同参画計画策定庁内検討委員会 ○やまなしヒューマンプラン21見直しヒアリング（第2回）
		やまなしヒューマンプラン21推進懇話会 男女共同参画計画策定庁内検討委員会合同部会 ○男女共同参画計画枠組み(案)の検討
	8月 ～9月	県民意見募集（新聞、県広報紙、ホームページ等）
	9月	やまなしヒューマンプラン21推進懇話会 ○男女共同参画計画の基本的な考え方について
10月	やまなしヒューマンプラン21推進懇話会 ○男女共同参画計画(案)について	
11月	男女共同参画計画策定庁内検討委員会 ○男女共同参画計画(案)について	
	男女共同参画推進本部幹事会 ○男女共同参画計画(案)について	
平成14年（2002年）	2月	男女共同参画推進本部会議 ○男女共同参画計画(案)について 男女共同参画計画公表



## 2 男女共同参画の推進に関する年表

年	世界	日本	山梨県
1945（昭20）		<ul style="list-style-type: none"> <li>「衆議院議員選挙法」の改正公布（初めて婦人参政権実現）</li> </ul>	
1946（昭21）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連経済社会理事会の中に婦人の地位委員会設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本国憲法」の公布</li> <li>衆議院議員総選挙（初めて女性議員が誕生）</li> </ul>	
1948（昭23）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「世界人権宣言」採択（第3回国連総会）</li> </ul>		
1967（昭42）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女子に対する差別撤廃宣言」採択（第22回国連総会）</li> </ul>		
1975（昭50）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ）</li> <li>「世界行動計画」採択</li> <li>「国連婦人の十年」宣言（1976～1985）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総理府に婦人問題企画推進本部設置</li> <li>総理府婦人問題担当室設置</li> </ul>	
1977（昭52）		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」策定</li> </ul>	
1978（昭53）			<ul style="list-style-type: none"> <li>2月定例県議会において「婦人問題企画推進に関する請願」採択</li> <li>県民生活局に婦人問題担当窓口設置</li> <li>婦人問題庁内連絡会議設置</li> <li>山梨県婦人問題懇話会設置</li> </ul>
1979（昭54）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（130カ国日本を含む）採択（第34回国連総会）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題に関する意識と事態の調査」実施</li> </ul>

年	世界	日本	山梨県
1980 (昭55)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」中間年世界会議開催 (コペンハーゲン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年婦人対策課を設置</li> <li>12月県議会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准を求める請願採択</li> </ul>
1981 (昭56)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ILO総会 (ジュネーブ) で「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」(156号)採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「民法及び家事審判法」の一部改正 (配偶者の相続分1/3→1/2)</li> <li>「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎「山梨県婦人行動計画」策定</li> <li>市町村事務分掌規則 (準則) の一部改正 (婦人行政の総合企画及び調整に関することを加え、婦人行政の事務分掌を明確化)</li> <li>山梨県女性関係行政推進会議設置</li> </ul>
1982 (昭57)			<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨県女性広報紙「ふじざくら」創刊号発行</li> </ul>
1984 (昭59)			<ul style="list-style-type: none"> <li>総合婦人会館開館</li> </ul>
1985 (昭60)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」世界会議開催 (ナイロビ)</li> <li>「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国籍法」の改正</li> <li>「男女雇用機会均等法」の公布</li> <li>「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年婦人対策課を青少年婦人課と改称</li> </ul>
1987 (昭62)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>	

年	世界	日本	山梨県
1989 (平元)			・「婦人問題に関する意識と事態の調査」実施
1990 (平2)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・富士女性センター開館
1991 (平3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改定)策定 ・「育児休業法」の公布	◎「やまなし女性いきいきプラン」策定 ・「やまなし女性いきいきプラン推進懇話会」設置
1992 (平4)	・環境と開発に関する国連会議開催 (リオデジャネイロ)	・初婦人問題担当大臣誕生	・青少年婦人課を青少年女性課と改称 ・青少年女性課内に女性政策室を設置
1993 (平5)	・国連世界人権会議開催 (ウィーン)	・中学校での家庭科の男女必修実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)施行	
1994 (平6)	・「開発と女性」に関するアジア・太平洋大臣会議開催(ジャカルタ) ・国際人口・開発会議開催(カイロ)	・総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 ・高等学校での家庭科の男女必修実施	
1995 (平7)	・第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	・「ILO156号条約」(家族的責任条約)批准 ・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	
1996 (平8)		・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・峡南女性センター開館

年	世界	日本	山梨県
1997（平9）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会設置（法律）</li> <li>・「男女雇用機会均等法」の改正</li> <li>・「介護保険法」の公布</li> </ul>	
1998（平10）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法についてー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎「やまなしヒューマンプラン21」策定</li> <li>・山梨県男女共同参画推進本部設置</li> <li>・やまなしヒューマンプラン21推進懇話会設置</li> <li>・やまなしヒューマンプラン21推進旬間設定</li> <li>・総合婦人会館を総合女性センターと改称</li> </ul>
1999（平11）		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎「男女共同参画社会基本法」の公布、施行</li> <li>・「食料・農業・農村基本法」の公布、施行</li> <li>・男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申</li> </ul>	
2000（平12）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会女性2000年会議開催（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」と「男女共同参画基本計画に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー」答申</li> <li>・「男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」実施</li> </ul>
2001（平13）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議設置</li> <li>・内閣府に男女共同参画局設置</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行（一部施行2002年4月）</li> </ul>	
2002（平14）			<ul style="list-style-type: none"> <li>◎「山梨県男女共同参画計画」策定</li> </ul>

## 3 男女共同参画基本計画

平成12年12月12日  
閣議決定

政府は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第13条第3項の規定に基づき、男女共同参画基本計画を別添のとおり定める。

### 第1部 基本的考え方

#### 1 男女共同参画社会基本法の制定までの経緯

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組
- (2) 男女共同参画社会基本法の制定

#### 2 男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成

- (1) 男女共同参画基本計画の考え方
- (2) 男女共同参画基本計画の構成

### 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

#### 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
  - ア 国の審議会等委員への女性の参画の促進
  - イ 女性国家公務員の採用・登用等の促進
- (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請
  - ア 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
  - イ 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請等
- (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
- (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供
  - ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
  - イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供
  - ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保

#### 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
- (3) 法識字の強化及び相談の充実
- (4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

#### 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
  - ア 男女雇用機会均等法の履行確保
  - イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進
  - ウ 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討
- (2) 母性健康管理対策の推進
- (3) 女性の能力発揮促進のための援助
  - ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援
  - イ 再就職に向けた支援
- (4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備
  - ア パートタイム労働対策の総合的な推進
  - イ 労働者派遣事業に係る対策の推進
  - ウ 女性起業家、家族従業者等に対する支援
  - エ 在宅勤務、SOHO等、新しい就業形態等に係る施策の推進

#### 4 農山漁村における男女共同参画の確立

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

#### 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

- (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
  - ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
  - イ ひとり親家庭等に対する支援の充実

- (2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備
    - ア 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
    - イ 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実
    - ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
    - エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
  - (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進
    - ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
    - イ 地域社会への男女の共同参画の促進
    - ウ 労働時間の短縮等就業条件の整備
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備**
- (1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
    - ア 介護保険制度の着実な実施
    - イ 高齢者保健福祉施策の推進
    - ウ 介護に係る人材の確保
  - (2) 高齢期の所得保障
  - (3) 高齢者の社会参画の促進
  - (4) 障害のある者への配慮の重視
  - (5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶**
- (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
    - ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底
    - イ 体制整備
    - ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
    - エ 女性に対する暴力に関する調査研究
  - (2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進
    - ア 関係機関の取組及び連携の推進
    - イ 相談体制の充実
    - ウ 被害者の保護・自立支援
    - エ 暴力行為への厳正な対処等
  - (3) 性犯罪への対策の推進
    - ア 性犯罪への厳正な対処
    - イ 被害者への配慮
  - (4) 売買春への対策の推進
    - ア 売買春の取締りの強化、売買春からの女性の保護、社会復帰支援
    - イ 児童買春に対する対策の推進
    - ウ 国際的動向への対応
  - (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
    - ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
    - イ 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
- 8 生涯を通じた女性の健康支援**
- (1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透
  - (2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進
    - ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
    - イ 妊娠・出産期における女性の健康支援
    - ウ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援
  - (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進
    - ア HIV／エイズ、性感染症対策
    - イ 薬物乱用対策の推進
- 9 メディアにおける女性の人権の尊重**
- (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
    - ア メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進
    - イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
    - ウ メディア・リテラシーの向上
  - (2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実**
- (1) 男女平等を推進する教育・学習
    - ア 初等中等教育の充実
    - イ 高等教育の充実
    - ウ 社会教育の推進
    - エ 教育関係者の意識啓発
    - オ 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実
  - (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
    - ア 生涯学習の推進
    - イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
    - ウ 進路・就職指導の充実

#### 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
- (2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
  - ア 国連の諸活動への協力
  - イ WID/ジェンダーの推進
  - ウ 女性の平和への貢献
  - エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
  - オ 国際交流・協力の推進

### 第3部 計画の推進

#### 1 国内本部機構の組織・機能強化

- (1) 男女共同参画会議の機能発揮
- (2) 総合的な推進体制の整備・強化等

#### 2 調査研究、情報の収集・整備・提供

#### 3 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化



## 4 日本国憲法及び男女共同参画に関する法律・条約

### 日本国憲法 (抄)

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(第1章 第1条～第8条略)

### 第2章 戦争の放棄

#### 第9条 (戦争放棄、軍備及び交戦権の否認)

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 第3章 国民の権利及び義務

#### 第10条 (日本国民の要件)

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

#### 第11条 (基本的人権の享有と本質)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

#### 第12条 (自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

#### 第13条 (個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

#### 第14条 (法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界)

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

(第15条略)

#### 第16条（請願権）

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

（第17条略）

#### 第18条（奴隸的拘束及び苦役からの自由）

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

#### 第19条（思想及び良心の自由）

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

#### 第20条（信教の自由、国の宗教活動の禁止）

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

#### 第21条（集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密）

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

#### 第22条（居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由）

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

②何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

#### 第23条（学問の自由）

学問の自由は、これを保障する。

#### 第24条（家庭生活における個人の尊厳と両性の平等）

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

#### 第25条（生存権、国の生存権保障義務）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

#### 第26条（教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

#### 第27条（勤労の権利・義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止）

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

②賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③児童は、これを酷使してはならない。

#### 第28条（勤労者の団結権・団体交渉権その他団体行動権）

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

#### 第29条（財産権）

財産権は、これを侵してはならない。

②財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

（第30条略）

#### 第31条（法定手続の保障）

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

#### 第32条（裁判を受ける権利）

何人も、裁判において裁判を受ける権利を奪はれない。

（第33条～第40条、第4章～第9章略）

## 第10章 最高法規

### 第97条（基本的人権の本質）

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

### 第98条（憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守）

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

②日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

### 第99条（憲法尊重擁護の義務）

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

（第11章略）

# 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日公布、施行

## 目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語

の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### （政策等の立案及び決定への共同参画）

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### （国際的協調）

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにか

んがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

**(国の責務)**

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

**(地方公共団体の責務)**

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**(国民の責務)**

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

**(法制上の措置等)**

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

**(年次報告等)**

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

**第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**

**(男女共同参画基本計画)**

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を

定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

**(都道府県男女共同参画計画等)**

- 第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
    - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
  - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**(施策の策定等に当たっての配慮)**

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

**(国民の理解を深めるための措置)**

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じ

て、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### (苦情の処理等)

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究)

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

#### (設置)

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、

必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

**第23条** 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

#### (議長)

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

**第26条** 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

**第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

**第28条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（抄）

（施行期日）

**第 1 条** この法律は、公布の日（平成11年 6 月23日）から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

**第 2 条** 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成11年法律第102号）（抄）

（施行期日）

**第 1 条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年 1 月 6 日）から施行する。

（ただし書 略）



# 雇用の分野における男女の 均等な機会及び待遇の確保 等に関する法律（抄）

※雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律  
(平成9年6月改正)

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保
  - 第1節 女性労働者に対する差別の禁止等（第5条—第13条）
  - 第2節 調停（第14条—第19条）
  - 第3節 事業主の講ずる措置に対する国の援助（第20条）
- 第3章 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置（第21条—第23条）
- 第4章 雑則（第24条—第28条）附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

### （基本的理念）

- 第2条 この法律においては、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。
- 2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従って、女性労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

### （啓発活動）

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

### （男女雇用機会均等対策基本方針）

第4条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女

の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
- 一 女性労働者の職業生活の動向に関する事項
  - 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、女性労働者の労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
- 6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

## 第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

### 第1節 女性労働者に対する差別の禁止等

#### （募集及び採用）

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えなければならない。

#### （配置、昇進及び教育訓練）

第6条 事業主は、労働者の配置、昇進及び教育訓練について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

#### （福利厚生）

第7条 事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて労働省令で定めるものについて、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

#### （定年、退職及び解雇）

- 第8条 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。
- 2 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は

出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

- 3 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項若しくは第2項の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならない。

**（女性労働者に係る措置に関する特例）**

**第9条** 第5条から前条までの規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

**（指針）**

**第10条** 厚生労働大臣は、第5条及び第6条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第4条第4項及び第5項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

**（苦情の自主的解決）**

**第11条** 事業主は、第六条から第八条までの規定に定める事項に関し、女性労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

**（紛争の解決の援助）**

**第12条** 都道府県労働局長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で労働省令で定めるものについての女性労働者と事業主（以下「関係当事者」という。）との間の紛争に関し、関係当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該関係当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 事業主は、女性労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

**（調停の委任）**

**第13条** 都道府県労働局長は、前条第1項に規定する紛争（第5条に定める事項についての紛争を除く。）について、関係当事者の双方又は一方から調

停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、女性労働者が前項の申請をした場合について準用する。

**第2節 機会均等調停委員会**

**（設置）**

**第14条** 都道府県労働局に、機会均等調停委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前条第1項の調停（以下この節において「調停」という。）を行う機関とする。

**（組織）**

**第15条** 委員会は、委員3人をもつて組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

**（調停）**

**第16条** 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

**第17条** 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

**第18条** 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

**（厚生労働省令への委任）**

**第19条** この節に定めるもののほか、委員会及び調停の手續に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**第3節 事業主の講ずる措置に対する国の援助**

**第20条** 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する女性労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい  
る事情を改善するに当たつて必要となる措置に  
関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の  
整備

### 第3章 女性労働者の就業に関し配慮 すべき措置

#### (職場における性的な言動に起因する問題に 関する雇用管理上の配慮)

- 第21条** 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が配慮すべき事項についての指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
  - 3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

#### (妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

- 第22条** 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

- 第23条** 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（次項において「指針」という。）を求めるものとする。
  - 3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

## 第4章 雑則

#### (調査等)

- 第24条** 厚生労働大臣は、女性労働者の職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。
- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
  - 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

#### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第25条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
- 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### (公表)

- 第26条** 厚生労働大臣は、第5条から第8条までの規定に違反している事業主に対し、前条第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(第27条～第28条、附則 略)

# 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（抄）

※育児休業法 (平成7年6月改正)

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 育児休業（第5条－第10条）
- 第3章 介護休業（第11条－第16条）
- 第3章の2
  - 深夜業の制限（第16条の2・第16条の3）
- 第4章 事業主が講ずべき措置（第17条－第22条）
- 第5章 対象労働者等に対する支援措置
  - 第1節 国等による援助（第23条－第27条）
  - 第2節 指定法人（第28条－第44条）
- 第6章 雑則（第45条－第58条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この法律は、育児休業及び介護休業に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 育児休業労働者（日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。以下この条、次章、第3章、第17条及び第18条において同じ。）が、次章に定めるところにより、その一歳に満たない子を養育するためにする休業をいう。
- 二 介護休業労働者が、第3章に定めるところにより、その要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業をいう。
- 三 要介護状態負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、厚生労働省令で定める期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。
- 四 対象家族配偶者（婚姻の届出をしていないが、

事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第52条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）において同じ。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。

五 家族対象家族その他厚生労働省令で定める親族をいう。

### （基本的理念）

**第3条** この法律の規定による子の養育又は家族の介護を行う労働者等の福祉の増進は、これらの者がそれぞれ職業生活の全期間を通じてその能力を有効に発揮して充実した職業生活を営むとともに、育児又は介護について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようにすることをその本旨とする。

2 子の養育又は家族の介護を行うための休業をする労働者は、その休業後における就業を円滑に行うことができるよう必要な努力をするようにしなければならない。

### （関係者の責務）

**第4条** 事業主並びに国及び地方公共団体は、前条に規定する基本的理念に従って、子の養育又は家族の介護を行う労働者（第5章において「対象労働者」という。）等の福祉を増進するように努めなければならない。

## 第2章 育児休業

### （育児休業の申出）

**第5条** 労働者は、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、育児休業をしたことがある労働者は、当該育児休業を開始した日に養育していた子については、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。

2 前項本文の規定による申出（以下「育児休業申出」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は育児休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、しなければならない。

### （育児休業申出があった場合における事業主の義務等）

**第6条** 事業主は、労働者からの育児休業申出があったときは、当該育児休業申出を拒むことができない。

い。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち育児休業をすることができないものとして定められた労働者に該当する労働者からの育児休業申出があった場合は、この限りでない。

- 一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者
  - 二 労働者の配偶者で当該育児休業申出に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして厚生労働省令で定める者に該当する場合における当該労働者
  - 三 前二号に掲げるもののほか、育児休業をすることができないこととするについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 前項ただし書の場合において、事業主にその育児休業申出を拒まれた労働者は、前条第1項本文の規定にかかわらず、育児休業をすることができない。
- 3 事業主は、労働者からの育児休業申出があった場合において、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業申出があった日の翌日から起算して一月を経過する日（以下この項において「一月経過日」という。）前の日であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該育児休業開始予定日とされた日から当該一月経過日（当該育児休業申出があった日までに、出産予定日前に子が出生したことその他の厚生労働省令で定める事由が生じた場合にあつては、当該一月経過日前の日で厚生労働省令で定める日）までの間のいずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することができる。

#### （育児休業開始予定日の変更の申出等）

- 第7条** 育児休業申出をした労働者は、その後当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日（前条第3項の規定による事業主の指定があつた場合にあつては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。）の前日までに、同条第3項の厚生労働省令で定める事由が生じた場合には、その事業主に申し出ることにより、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日を一回に限り当該育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。
- 2 事業主は、前項の規定による労働者からの申出があつた場合において、当該申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日が当該申出があつた日の翌日から起算して一月を超えない範囲内で

厚生労働省令で定める期間を経過する日（以下この項において「期間経過日」という。）前の日であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日から当該期間経過日（その日が当該申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日（前条第3項の規定による事業主の指定があつた場合にあつては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。）以後の日である場合にあつては、当該申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日）までの間のいずれかの日を当該労働者に係る育児休業開始予定日として指定することができる。

- 3 育児休業申出をした労働者は、厚生労働省令で定める日までにその事業主に申し出ることにより、当該育児休業申出に係る育児休業終了予定日を一回に限り当該育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

#### （育児休業申出の撤回等）

- 第8条** 育児休業申出をした労働者は、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日（第6条第3項又は前条第2項の規定による事業主の指定があつた場合にあつては当該事業主の指定した日、同条第1項の規定により育児休業開始予定日に変更された場合にあつてはその変更後の育児休業開始予定日とされた日。第3項及び次条第1項において同じ。）の前日までは、当該育児休業申出を撤回することができる。
- 2 前項の規定により育児休業申出を撤回した労働者は、当該育児休業申出に係る子については、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、第5条第1項本文の規定にかかわらず、育児休業申出をすることができない。
- 3 育児休業申出がされた後育児休業開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が当該育児休業申出に係る子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該育児休業申出は、されなかったものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

#### （育児休業期間）

- 第9条** 育児休業申出をした労働者がその期間中は育児休業をすることができる期間（次項、第15条第3項第二号及び第16条の2第4項第三号において「育児休業期間」という。）は、育児休業開始予定日とされた日から育児休業終了予定日とされた日（第7条第3項の規定により当該育児休業終了予定日に変更された場合にあつては、その変更後

の育児休業終了予定日とされた日。次項において同じ。)までの間とする。

- 2 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、育児休業期間は、前項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第3号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。
  - 一 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が育児休業申出に係る子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。
  - 二 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、育児休業申出に係る子が一歳に達したこと。
  - 三 育児休業終了予定日とされた日までに、育児休業申出をした労働者について、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項若しくは第2項の規定により休業する期間、第15条第1項に規定する介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まったこと。
- 3 前条第3項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合に労働省令で定める事由が生じた場合に準用する。

#### (解雇の制限)

**第10条** 事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者を解雇することができない。

### 第3章 介護休業

#### (介護休業の申出)

- 第11条** 労働者は、その事業主に申し出ることにより、介護休業をすることができる。ただし、介護休業をしたことがある労働者は、当該介護休業を開始した日に介護していた対象家族については、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。
- 2 前項本文の規定による申出（以下「介護休業申出」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、介護休業申出に係る対象家族が要介護状態にあることを明らかにし、かつ、その期間中は当該対象家族に係る介護休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、しなければならない。

#### (介護休業申出があった場合における事業主の義務等)

- 第12条** 事業主は、労働者からの介護休業申出があったときは、当該介護休業申出を拒むことができない。
- 2 第6条第1項ただし書（第2号を除く。）及び第

2項の規定は、労働者からの介護休業申出があった場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項ただし書」とあるのは「第12条第2項において準用する第6条第1項ただし書」と、「前条第1項本文」とあるのは「第11条第1項本文」と読み替えるものとする。

- 3 事業主は、労働者からの介護休業申出があった場合において、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業申出があった日の翌日から起算して二週間を経過する日（以下この項において「二週間経過日」という。）の前日であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該介護休業開始予定日とされた日から当該二週間経過日までの間のいずれかの日を当該介護休業開始予定日として指定することができる。

#### (介護休業終了予定日の変更の申出)

**第13条** 第7条第3項の規定は、介護休業終了予定日の変更の申出について準用する。

#### (介護休業申出の撤回等)

- 第14条** 介護休業申出をした労働者は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とれた日（第12条第3項の規定による事業主の指定があった場合にあっては、当該事業主の指定した日。第3項において準用する第8条第3項、次条第1項及び第19条第2項において同じ。）の前日までは、当該介護休業申出を撤回することができる。
- 2 前項の規定による介護休業申出の撤回がなされた場合において、当該撤回に係る対象家族についての介護休業申出については、当該撤回後になされる最初の介護休業申出を除き、事業主は、第12条第1項の規定にかかわらず、これを拒むことができる。
  - 3 第8条第3項の規定は、介護休業申出について準用する。この場合において、同項中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

#### (介護休業期間)

**第15条** 介護休業申出をした労働者がその期間中は介護休業をすることができる期間（第3項及び第16条の2第4項第三号において「介護休業期間」という。）は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日（その日が当該介護休業開始予定日とされた日（次の各号のいずれかに該当する場合にあっては当該各号に定める日とし、当該各号のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める日のいずれか早い日とする。）の翌日から起算して三月を経過する日より後の日であるときは、当該経

過する日（以下この項において「三月经過日」という。）第3項において同じ。）までの間とする。ただし、三月经過日が当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日より前の日であるときは、当該労働者は、第11条第1項本文の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

- 一 当該労働者が、対象家族について第11条第1項ただし書の厚生労働省令で定める特別の事情のある場合に同条の規定により介護休業申出をする場合当該対象家族について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日
  - 二 当該労働者に関して当該介護休業申出に係る対象家族のために第19条第2項の措置のうち勤務時間の短縮その他の措置であって厚生労働省令で定めるものが既に講じられている場合 当該措置のうち最初に講じられた措置の初日
- 2 この条において、介護休業終了予定日とされた日とは、第13条において準用する第7条第3項の規定により当該介護休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日をいう。
- 3 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、第一項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第二号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。
- 一 介護休業終了予定日とされた日の前日までに、対象家族の死亡その他の労働者が介護休業申出に係る対象家族を介護しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。
  - 二 介護休業終了予定日とされた日までに、介護休業申出をした労働者について、労働基準法第65条第1項若しくは第2項の規定により休業する期間、育児休業期間又は新たな介護休業期間が始まったこと。
- 4 第8条第3項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

#### （解雇の制限）

**第16条** 第10条の規定は、介護休業申出及び介護休業について準用する。

### 第3章の2 深夜業の制限

**第16条の2** 事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者（日々雇用される者を除く。以下この章、第19条及び第20条において同じ。）であって次の各号のいずれにも該当しないも

のが当該子を養育するために請求した場合においては、午後10時から午前5時までの間（以下この条において「深夜」という。）において労働させてはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

- 一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者
  - 二 当該請求に係る深夜において、常態として当該子を保育することができる当該子の同居の家族その他の厚生労働省令で定める者がいる場合における当該労働者
  - 三 前二号に掲げるもののほか、当該請求をできないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 前項の規定による請求は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は深夜において労働させてはならないこととなる一の期間（一月以上六月以内の期間に限る。第四項において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び末日（第四項において「制限終了予定日」という。）とする日を明らかにして、制限開始予定日の一月前までにしなければならない。
- 3 第1項の規定による請求がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が当該請求に係る子の養育をしないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該請求は、されなかったものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。
- 4 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は、当該事情が生じた日（第三号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。
- 一 制限終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が第一項の規定による請求に係る子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。
  - 二 制限終了予定日とされた日の前日までに、第一項の規定による請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。
  - 三 制限終了予定日とされた日までに、第1項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第65条第1項若しくは第2項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。
- 5 第三項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

**第16条の3** 前条（第4項第二号を除く。）の規定は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について準用する。この場合において、同条第1項中「当該子を養育する」とあるのは「当該対象家族を介護する」と、同項第二号中「子」とあるのは「対象家族」と、「保育」とあるのは「介護」と、同条第3項及び第4項第一号中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

## 第4章 事業主が講ずべき措置

### （育児休業等に関する定め等の周知等の措置）

**第17条** 事業主は、育児休業及び介護休業に関して、あらかじめ、次に掲げる事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 労働者の育児休業及び介護休業中における待遇に関する事項
- 二 育児休業及び介護休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 事業主は、労働者が育児休業申出又は介護休業申出をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対し、前項各号に掲げる事項に関する当該労働者に係る取扱いを明示するよう努めなければならない。

### （雇用管理等に関する措置）

**第18条** 事業主は、育児休業申出及び介護休業申出並びに育児休業及び介護休業後における就業が円滑に行われるようにするため、育児休業又は介護休業をする労働者が雇用される事業所における労働者の配置その他の雇用管理、育児休業又は介護休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等に関して、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### （勤務時間の短縮等の措置）

**第19条** 事業主は、その雇用する労働者のうち、その一歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしないものに関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置を講じなければならない。

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その要介護状態にある対象家族を介護する労働者に関し

て、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく連続する三月の期間（当該労働者が、当該対象家族について介護休業をしたことがある場合にあつては、当該対象家族について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日から、同日の翌日から起算して三月を経過する日までの期間のうち当該労働者が介護休業をしない期間）以上の期間における勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講じなければならない。

### （一歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置）

**第20条** 事業主は、その雇用する労働者のうち、その一歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業の制度又は前条第1項に定める措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族を介護する労働者に関して、介護休業の制度又は前条第2項に定める措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### （再雇用特別措置等）

**第21条** 事業主は、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者（以下「育児等退職者」という。）について、必要に応じ、再雇用特別措置（育児等退職者であつて、その退職の際に、その就業が可能となったときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たって特別の配慮をする措置をいう。第23条及び第31条第1項第一号において同じ。）その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければならない。

### （指針）

**第22条** 厚生労働大臣は、第17条から前条までの規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

（第5章～第6章、附則 略）



# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抄）

平成13年10月13日施行

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条・第2条）

### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

### 第3章 被害者の保護（第6条—第9条）

### 第4章 保護命令（第10条—第22条）

### 第5章 雑則（第23条—第28条）

### 第6章 罰則（第29条・第30条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （定義）

**第1条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。）をいう。

### （国及び地方公共団体の責務）

**第2条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

### （配偶者暴力相談支援センター）

**第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者から有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第七条においての暴力の防止及び被害者（被害者に準ずる心身に同じ。）の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号及び第五条において同じ。）の一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

3 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

### （婦人相談員による相談等）

**第4条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### （婦人保護施設における保護）

**第5条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

#### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条** 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第7条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第二項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

- 第8条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

- 第9条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所等の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

### (保護命令)

- 第10条** 被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止すること。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること。

### (管轄裁判所)

- 第11条** 前条の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 保護命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができ
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの暴力が行われた地

### (保護命令の申立て)

- 第12条** 保護命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの暴力を受けた状況
  - 二 更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情
  - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は保護を求めた事実の有無及警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号及び第2号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

### (迅速な裁判)

- 第13条** 裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判をするものとする。

### (保護命令事件の審理の方法)

- 第14条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

### (保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）に通知するものとする。
- 4 保護命令は、執行力を有しない。

### (即時抗告)

- 第16条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 5 前条第三項の規定は、第三項の場合及び抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

**第17条** 保護命令を発した裁判所は、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。同号に掲げる事項に係る保護命令が効力を生じた日から起算して三月が経過した場合において、当該保護命令を受けた者が申し立て、当該裁判所が当該保護命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 第15条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

#### (保護命令の再度の申立て)

**第18条** 保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令に限り、することができる。

- 2 再度の申立てをする場合においては、申立書には、当該申立てをする時における第12条第1項第2号の事情に関する申立人の供述を記載した書面で公証人法第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### (事件の記録の閲覧等)

**第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

**第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項及び第18条第2項の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

**第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

**第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(第5章、附則の一部略)

## 第6章 罰則

**第29条** 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第30条** 第12条第1項の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則

#### (施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

# 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

（昭和54年12月18日国際連合総会採択  
昭和56年9月3日発効）

この条約の締約国は、  
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、  
世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、  
人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、  
国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、  
更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、  
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、  
女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、  
窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、  
衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、  
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、  
国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下

での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

## 第1部（総論）

### 第1条（女子差別の定義）

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。  
(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての

母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

条約国は、自国の政治的及び公的活動にすべての適当な措置をとるもにおける女子に対する差別を撤廃するためのものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

### 第3部

#### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

#### 第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件に

ついての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

### 第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

## 第4部

### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所



への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第5部

### 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。（中略）委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。  
（2～9略）

### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - （a）当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - （b）その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。  
（第19条、第20条略）

### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。（後略）
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。  
（第22条、第6部略）

## 5 やまなしヒューマンプラン21推進懇話会（第2期）

座 長：古屋繁子      座長代理：池田政子

部会名	委員氏名	所属等
教育・社会参画部会	浅川宏雄 飯窪さかえ（部会長） 池田政子 梶原 等 志村直毅 古屋繁子 湯川益英	県高等学校PTA連合会事務局長 県女性団体協議会会長 県立女子短期大学教授 弁護士 総合女性センター運営委員 前県女性センター館長 山梨学院大学助教授
労働部会	石井迪男 山口亮子（部会長） 滝川美幸 滝沢 守 長久保よしみ 萩原雄二 渡辺英子	(株)横河総合研究所理事 山梨大学教育人間科学部助教授 女性いきいきアドバイザー 県中小企業団体中央会副会長 和泉愛児園 主任保育士 連合山梨副会長 農業 土の会
健康・福祉・環境部会	有泉志づ子 笠井昭子 小宮山嘉江（部会長） 佐藤秀子 鈴木孝子 新海貞次	甲州ケア・ホーム次長 前市町村母子相談員連絡協議会会長 長寿やまなし振興財団課長 女性いきいきアドバイザー 吉田保健所管内母子愛育会会長 県教育センター非常勤（葎崎こすもす教室）

# やまなしヒューマンプラン21推進懇話会設置要綱

## 1 設置

やまなしヒューマンプラン21（以下「プラン」という）の推進に資するため、第2期やまなしヒューマンプラン21推進懇話会（以下「懇話会」という）を設置する。

## 2 所掌事務

懇話会は、次に掲げる事項について協議を行い、知事に報告する。

- (1) プランの推進に関すること。
- (2) プランに基づく施策の企画に関すること。
- (3) その他男女共同参画にかかる施策に関すること。

## 3 組織

- (1) 懇話会は、知事が委嘱する委員20人以内で組織する。
- (2) 懇話会は、部会を置くものとする。

## 4 任期

- (1) 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 5 座長

- (1) 懇話会に座長を置く。座長は委員の互選による。
- (2) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

## 6 招集

懇話会は、知事が招集する。

## 7 庶務

懇話会の庶務は、企画部県民室女性政策室において処理する。

## 8 雑則

この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成12年12月11日 一部改正する。

ヒューマンプラン  
山梨県男女共同参画計画  
～男女共同参画社会の実現～

編集・発行

山梨県

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1

TEL 055-223-1358

印刷

株式会社 サンニチ印刷



